

唐・元晦の詩文の拾遺と復元

—— 桂林石刻による『全唐文』・『全唐詩』の
補正および明・張鳴鳳『桂勝』について ——

戸 崎 哲 彦

はじめに

唐代の嶺南西道桂州（今の広西壮族自治区桂林市）を詠んだ詩人・文士は多い。たとえば『粵西詩載』二十五卷・『粵西文載』七十五卷・『粵西叢載』三十卷の三種（総称『粵西通載』）を編輯した清・汪森（1653-1726）はその「粵西通載發凡」（康熙四十三年1704）に次のようにいう。

自昔南濱于海、西瀕于金沙江者、皆爲蠻鄉、王化所不賓、而蜀開最先、粵・閩繼之。其興文教也、蜀推漢之文翁（蜀郡守）、閩推唐之常袞（福建觀察使）尚已。若以粵西論、則宜推柳子厚（柳宗元、柳州刺史）始。……竊謂唐季詩人、粵西獨推二曹（曹鄴・曹唐）。……唐・宋之時、以嶺南爲遷謫所居、然苟非諸君子、則無以開闢其榛蕪、發泄其靈異。在漢則……。在唐則宋之間・于邵・吳武陵・李涉・李渤・韋宗卿・戎昱・李商隱・李群玉・盧順之・楊衡・陸弘休諸人。……或僑居其地、或經行其間、或爲參佐、或則貶謫。

登高而賦、遇景而題、甚且有搜奇剔隱以表章、故當與粵西山水并垂不朽。

汪森は「粵西」つまり今の広西の開發についていうが、唐代において挙げる所はいずれも文化の上で粵西の中心地であった桂林に一時居たことのある人物（出身者を含む）である。ただしこれにはかなりの遺漏があり、すでに冒頭で挙げている柳宗元や曹鄴・曹唐の他に、褚遂良・張九齡・元晦・趙觀文なども列記してよい。その中において桂林開發史を語る上で最も欠くことのできない人物は李渤と元晦であろう。汪森は李渤を挙げて元晦を挙げていないが、たとえば『粵西通載』の二百年以上前においてその主要な資料の一つとなっている、明人で退官後に桂林の山（今日の象鼻山）⁽¹⁾に住して当地の詩文・故事を善く収集した自号“灘山人”こと張鳴鳳（1528?-1595）⁽²⁾の代表作の一つ『桂故』（万曆十七年

⁽¹⁾ 拙稿「桂林名山“象鼻山”與“漓山”」（『桂林旅游高等专科学校学报』13-1、2002年）に詳しい。

⁽²⁾ 張鳴鳳は有名であるが、『明史』に伝はなく、また今日の人名辞典の類にも採られていない。詳しくは生卒年の考証とともに後述。

1589) 3「先政上」に次のようにいう。

唐諸先政、……夫隱山・南溪顯於西南、疊綵(山)・寶積(山)光於東北、
繫二公是賴哉。李(渤)則入山而有隱操、立朝而有風議；元(晦)事不章、
其授諫議之制、謂其“奮發忠懇、伏諫雪涕”、亦非無所指而然也。又其文采
皆可照耀巖壑。

張鳴鳳が唐代の「先政」として挙げるように、李渤と元晦は桂州刺史・桂管観
察使、つまり桂州とその周辺を統括する長官の任にあって当地の景勝を開発し、
また「其文采」というように、かれらは詩文を善くしてそれらを詠み、唐代に
おける山水文学の発展に貢献する所があった。しかし唐史における両者の扱い
にはかなりの違いがある。

李渤(773-832)は両『唐書』に伝が立てられており⁽³⁾、比較的有名である
が⁽⁴⁾、いっぽう元晦(?-?)については、両『唐書』に伝はなく、また名が見
えるとはいえ、わずかに『新唐書』75下「宰相世系表」中の一個所のみである。
しかし元晦は、白居易の友人として併称されて文学史でも有名な元稹(779-830)
の「姪」(おい)であり、また政界にあっては翰林学士となり、最終的には正三
品(衛尉卿)にまで昇った人物である。ちなみに元稹は工部侍郎(正四品下)同
平章事として宰相に加わるが、最終の品階は元晦よりも二階級下の正四品上(尚
書左丞)、ただし死後に右僕射(従二品)を追贈される。そうであるにも関わら
ず、「元(晦)の事は章かならず」というように、その事跡は張鳴鳳の博搜を以
てしても尚お不明であり、今日に至ってもほとんど研究がない⁽⁵⁾。また、事跡
を知る上で主要な資料となるのが彼らの作品であり、それらは清朝の『全唐詩』
・『全唐詩外編』・『全唐文』・『唐文拾遺』・『唐文續拾遺』及びそれを補

(3) 『舊唐書』171、『新唐書』118。

(4) 劉英『名人与桂林』(広西人民出版社1990年)、李明癸「李渤簡略評傳」(『桂林文博』
1999-1)。道教との関係については拙稿「書評：孫昌武著『道教與唐代文學』」(『東方宗教』
101、2001年)での言及を参照。

(5) 管見の及ぶ所では嘯竹「四望山含義考索」(桂林市地名委員会弁公室編『桂林地名集刊』
第一輯(1990年)所収)があるが、わずか二頁で内容もただ元晦が命名した「四望」が王
粲の有名な作「登樓賦」に由来するというものであり、論文といえるものではない。また、
劉英『名人与桂林』(広西人民出版社1990年)に李渤の章はあるが、元晦の章は立てられ
ていない。いっぽう元稹に関する研究書は比較的多く、花房英樹『元稹研究』(1977年)
・下孝萱『元稹年譜』(齊魯書社1980年)・楊軍『元稹集編年箋注』(三秦出版社2002年)
などがあるが、いずれも元晦についての詳しい言及はなく、多くが『新唐書』75下「宰相
世系表」や『元和姓纂』に拠る範囲を出ない。

遺した今日の『全唐詩補編』・『全唐文新編』・『全唐文補遺』等に収められているが、これに抛れば、李渤の詩文が比較的多く伝わっているのに対して元晦のものはほとんど残っていない。

筆者は元晦の主要な活動の場であった桂林に赴いて石刻等に関する調査（2001年～2004年）を行った。そこで得た史料には貴重なものがあり、それらによって『全唐詩』・『全唐文』等の所収を校正あるいは拾補することが可能である。また事跡についても元稹を含む史書等の記載および今日の研究の欠を補うことができる。本稿では元晦に関する石刻を主要な史料として詩文・史載等を補正し、以て桂林開発史研究および唐代山水文学研究の一助としたい。

I 『全唐文』所収「元晦」文の補正と拾遺

元晦は当時の文官の常として生前多くの詩文を作っていたはずであるが、今日知られるものはわずか数首に過ぎない。『全唐詩』547「元晦」に二首と残句、『全唐文』721「元晦」に三篇、『唐文續拾遺』5に一篇を収録している。今日の『全唐詩補編』・『全唐文新編』・『全唐文補遺』には収められていない。しかもこれら現在に伝わる詩文はいずれも桂林時代の作である。筆者が今回の調査で得た桂林に残る石刻等によれば、『全唐詩』等が収録する所には多くの補正すべき個所がある。本稿では便宜上、詩と文に分けて勘誤・拾遺し、同時にその復元を試みたい。

01 会昌四年（844）七月作「疊綵山記」〔石刻現存〕

『全唐文』721「元晦」（16b）に「疊綵山記」と題して収める作品（以下、全唐本と略称）は、今日の桂林市の疊彩公園内にある疊彩山の風洞の南口の向かって左（西）上の角、高さ2mの位置に刻せられて現存している。

石刻は縦38cm、横45cm、隸書（八分書）、縦書き、向かって左から右行き、十行、行十字、計93字、字径約4cm。左上から右下にかけて対角線上に亀裂が入っているが、大きな破損には至っておらず、すべて判読可能。積文は以下の通り。今、その右に全唐本および明・張鳴鳳『桂勝』（四庫全書本）の録文を原刻に合わせて改行して示す。

| 現存石刻 | 全唐本 | 桂勝（四庫本） |
|---------------|---------|---------|
| 01 按圖經山以石文橫布彩 | ----- | ----- |
| 02 翠相間若疊綵然故以爲 | ----- | ----- |
| 03 名東互二里許枕壓桂水 | —至----- | —至----- |

| | | | |
|----|------------|-------------|---------------|
| 04 | 其西巖有石門中有石像 | ----- | ----- |
| 05 | 故曰福庭又門陰構齊雲 | ----- 構--- | ----- 構--- |
| 06 | 亭迴在西北曠視天表想 | ----- | ----- |
| 07 | 望歸途北人此遊多軫鄉 | ----- 遊此--- | ----- 遊此--- |
| 08 | 思會昌三年六月藏功南 | ----- 藏--- | ----- 藏--- |
| 09 | 自曲沼上極山林四季七 | ----- 椒一年- | 至-江----- 林一年- |
| 10 | 月功既 | ---- | ---- |

全唐本には原刻との異同がかなりある。03「互」：「至」は字形が似ており、また文意も通じるために誤って伝えられたものであろう。05「構」：「構」は異体字。07「此遊」：「遊此」は誤って顛倒したものだ。ただし「此に遊ぶ」の意味であろうから、文法的には「遊此」の方がよかろう。全唐本は「此遊」を伝書上の誤りと見なして改めたのではなかろうか。08「藏」：「蔵」の異体字。『説文』新附・『廣韻』等は「蔵」に作る。09「林」：「椒」の異体字。『玉篇』・『集韻』に見える。「季」：「年」の異体字。唐人は頻用する。唐・顔元孫『干祿字書』には「年・季：上通、下正」。ただし前行08では「年」字が用いられているから、全唐本はそれに統一したのであろう。総じて言えば、全唐本の方が読み易い。伝書の過程で後人によって文意が通り易いように改められたものと思われる。

『全唐文』以前にこの作品を録文するものには、明・張鳴鳳『桂勝』3「疊綵山」の「唐元晦疊綵山記」、清・汪森『粵西文載』19 (12b)「記」山川「疊綵山記」、清・謝啓昆『粵西金石略』1 (15a)「元晦疊綵山記」⁽⁶⁾などがあるが、異文の大半、つまり03「互」の「至」、05「構」の「構」、07「此遊」の「遊此」、08「藏」の「蔵」、09「季」の「年」などは、『桂勝』・『粵西文載』も同じに作っており、『全唐文』はこれらに拠った可能性が高い。ただし『桂勝』・『粵西文載』は09「沼」を「江」、09「季」を「林」に作るなどの相違点もある。したがって『桂勝』と『粵西文載』には類似個所が多く、『粵西文載』は『桂勝』に拠って収録していると考えてほぼ間違いなかろう。なお、古学彙刊本『桂勝』は04「其」を「則」に誤るが、07「此遊」・09「自」は石刻と同じであり、『桂勝』の諸本間に異同がある。齊治平・鍾夏『《桂勝・桂故》校點』（広西人民出版社1988年）は古学彙刊本を底本とし、万曆十八年（1590）何太庚刻本（筆者未見、

⁽⁶⁾ また謝啓昆『廣西通志』215「金石略」1 (18a)。『粵西金石略』は『廣西通志』の「金石略」を独立・単行したもの。

詳しくは後述)・四庫全書本を参考にして校勘しているが、「校記」には「此遊」・「自」の異同について言及がない⁽⁷⁾。そもそも『桂勝』は「自序」に「參藩雲間徐公以代行藩事至、陸續抄撮、十得六七。……縣令南海何君奉檄唯謹、選諸生稽古者挾搦工與俱、廩從優厚。……所爲卷第、以先奉公授獨秀諸搦本、家灘山下、日就手寫所得次之、餘悉按抄搦至者之先後以爲卷第」というように、現地で取られた石刻の拓本に拠って録文したものである⁽⁸⁾。したがってそれらの石刻が今日に現存する場合は、『桂勝』の録文自体もそれに拠って校正すべきである。試みに読みを示せば、次のようになろう。

『(桂州) 圖經』を按ずるに、「山は石文の横さまに布きて彩翠相い間じること、疊綵の若く然るを以ての故に以て名と爲す」と。東のかた互ること二里許(約1.1km)、桂水(漓江)を枕壓す。其の西巖(疊彩岩)に石門(風洞・北廂洞)有り、中に石像(摩崖仏)有り、故に「福庭」と曰う。又た門陰(北)に齊雲亭を構う。廻かに西北に在りて、曠しく天表を視、歸途を想望す。北人は此に遊び、多く郷思を軫む。會昌三年(843)六月、藏功すること南のかた曲沼(八角塘?)自りし、上りて山楨(頂)を極む。四季(844)七月、功既る。

後に晚唐・莫休符『桂林風土記』(光化二年899)の「越亭」条に「山穴透出北、因名“北廂洞”。遠眺長江(漓江)、極目煙水、北人至此、多軫郷思」というのは、元晦のこの「記」に拠るものであろう。「曲沼」は今の伏波山の西北にある“八角塘”のことと思われる。「石門」・「石像」は今も存在する⁽⁹⁾。

石刻には落款・署名は無いが、張鳴鳳『桂勝』は元晦の作と考えている。そうならば、會昌三年(843)の夏六月に着工しているから、元晦はそれ以前に桂林に着任しているはずであり、さらに長安から桂林に行くのに当時の柳宗元ら

(7) この個所に限らず、『校點』の校勘は全体的に厳格さを缺く。本稿では参考にとどめ、必ずしもそれに従わない。

(8) その方法は四庫全書(文淵閣)本の「提要」に「按『桂勝』以山水標目、各引證諸書、叙述於前、即以歷代詩文附本條下、而於石刻・題石[名]之類、搜採尤詳、又隨事附以考證、多所訂正。董斯張『吳興備志』・朱彝尊『日下舊聞』、即全倣其體例。於地志之中、最爲典雅。……多採金石之文、不盡取諸史籍、故其詞簡而不支、博而有據」と激賞するように、地志としては画期的なものであった。清代の石刻学・考証学に先鞭をつけたともいえる実証的な方法を採用している。

(9) 蔣廷瑜「桂林唐代摩崖造像」(魏華齡・張益桂主編『桂林歷史文化研究文集(1)』漓江出版社1995年所収)によれば、疊彩山に現存するものは23龕88尊、殆どが唐末・宋初の作であるという。

の例では三ヶ月を要しているから、長安出発はおそくとも会昌三年の春三月以前のことになる。

02 会昌四年(844)作「四望山小記」〔石刻現存〕

『全唐文』721「元晦」(17a)に「四望山記」(全唐本と略称)と題して収める作品は、桂林市の疊彩公園内にある疊彩山の南下にある“四望山”に刻されて現存する。公園の南門からやや登れば大きな石碑“江山會景處”(明・王鳴鶴書)・“玉疊蓬壺”(清・李少蓮書)があり、その後(北)約20mの所に左(西)から右に向かって巨大な岩が突き出ている。四望山とは『桂勝』に「其(于越山)右(西)小支戟立曰“四望”」という戟の如く立つ岩であり、今日一般に市販されている「桂林地図」の類に見える西約100mの山頂ではない。その岩の先端北側に“四望山”の三字の榜書(縦80cm、横30cm、字径23cm)があり、その下約1mの所に「記」が刻されている。先の石刻「疊綵山記」が風洞の前の広く拓けた地の洞口上、つまり見えやすい所に刻されているのとは違って、路傍の枝葉に覆われた所であって見つけにくい。

石刻は隸書(八分書)、縦37cm、横40cm、縦書き、向かって左から右行き、七行、行七字、字径約4cm。『全唐文』は「四望山記」とするが、『桂勝』が「四望山小記」とするのは「疊綵山記」が十行・行十字であったのより小さいためであろう。『桂勝・桂故』校點が「山小」を顛倒して「四望小山記」に作るのは誤り。石刻の左下には上斜め左に向かって亀裂が入っているが、文字は判読可能。隸書は「疊綵山記」と同じ筆致、また字径も等しく、同人の作と見て間違いはない。釈文は以下の通り。今、その右に全唐本と『桂勝』を原刻に合わせて改行して示す。

| | 現存石刻 | 全唐本 | 桂勝(四庫本) |
|----|---------|---------|-------------|
| 01 | 山名四望故亭爲 | ----- | ----- |
| 02 | 銷憂亭之前後綿 | ----- | ----- |
| 03 | 絡山腹皆溪梁危 | ----- | -----逕----- |
| 04 | 磴由西而北復東 | ----- | ----- |
| 05 | 上疊綵右崖至福 | ---石--- | ----- |
| 06 | 庭石門約三十餘 | ----- | ----- |
| 07 | 步 | - | - |

異文は先の「疊綵山記」と較べて少なく、わずかに一個所であるが、両字の意味は全く異なる。05「右」:「石」は字形が近く、文意も通じるために誤っ

たものであろう。「石崖」でも句を成すが、ここは地理的關係を記しており、「右」でなければならない。「由西而北、復東、上“疊綵”右（西）崖。至“福庭”石門、約三十餘歩（約25m）」という「石崖」は先の石刻「疊綵山記」に「東互二里許、枕壓桂水、其西巖有石門、中有石像、故曰福庭」という「西巖」と同じであり、これらの位置關係は今日の四望山・疊彩山・“福庭”石門（風洞）の位置と合致する。

この「記」も『全唐文』以前の収録では『桂勝』と『粵西文載』に共通の誤りがあり、これは両者に關係があることを告げているが、03「溪」を『桂勝』が誤って「逕」に作り、『粵西文載』も「徑」に作る点は『全唐文』と異なる。また、石刻の仮題についても『桂勝』・『粵西文載』ともに「四望山小記」に作り、『全唐文』が「四望山記」に作るのと異なる。これらの点からみれば、この「記」については『全唐文』は謝啓昆『粵西金石略』所収と同じである。なお、04「磴」を四庫全書本『桂勝』は石刻と同じく「磴」に作るが、古学彙刊本『桂勝』は「登」に誤る。『校點』も「登」に作るが、異同に言及していない。試みに読みを示せば、次のようになろう。

山は“四望”と名づく、故に亭は“銷憂”と爲す。亭の前後、山腹に綿絡たるは、皆な溪梁・危磴なり。西由りして北し、復た東して疊綵の右（西）崖に上る。“福庭”の石門に至るまで、約三十餘歩（約25m）なり。

「四望」・「銷憂」は『文選』に収めて当時広く知られていた名作、建安七子の一人・王粲の「登樓賦」に見える語で、命名はそれに由来する。

作年は先に考察した石刻「疊綵山記」よりも後であろう。「疊綵山記」に「其西巖有石門、中有石像、故曰“福庭”」と書いて「福庭」を説明しており、「四望山記」では「由西而北、復東、上疊綵右崖。至“福庭”石門、約三十餘歩」と書いて「福庭」の語を使っているから、「四望山記」は「疊綵山記」を基にして書かれているはずである。したがって「四望山記」の作は「疊綵山記」よりも後でなければならない。また、「綿絡山腹皆溪梁危磴」・「疊綵右崖」・「福庭石門」等の道程と景觀は、後述する元晦「越亭二十韻」詩に詠まれている所ともほぼ一致する。

03 会昌四年（844）作「于越山記」〔石刻早佚〕

今日、石刻は失われて伝わらない。明代までは不完全ながら存在していたが、清初に破壊されて完全に失われたものと思われる。

この作は『全唐文』には見えず、清・陸心源『唐文續拾遺』（光緒十四年1888）

5に元晦「于越山記」と題して収録しており、後に周紹良主編『全唐文新編』（吉林文史出版社2000年）は「元晦」とするのに従って巻721「元晦」に移して収める。『唐文續拾遺』は末尾に注記して「廣西通志」というから、清・謝啓昆『廣西通志』（嘉慶六年1801）94「山川略」1「于越山」（6b）の録文する所に拠って拾遺したものであろう。しかし清・胡虔『臨桂縣志』（嘉慶六年1801）3「山川」2「于越山」に「今此『于越山』記』并“栖眞洞”題字、俱失。以此山爲匠石取材、恐災斧斤矣」といい、また清・黃泌『臨桂縣志』（光緒三十一年1905）20「金石志」の「四望山記」にも「右刻在四望山、四望乃疊綵之支峯耳。其（四望山）左（東）一峯爲“于越山”、（元）晦亦有記、見『桂勝』、今不可得。山爲匠石取材、疑災斧斤矣。乾隆間（四十四年1779）巡撫李世傑補書三字於瞻鶴洞」というから、原石は清・乾隆の間に破壊されており、謝啓昆『廣西通志』の頃には残っていなかった。黃泌『縣志』に「晦亦有記、見『桂勝』」といい、また清・汪森『粵西文載』19「記」山川「于越山記」の題下注にも「『桂勝』云」というように、いずれも初出を『桂勝』とする。つまり、最初に『桂勝』が石刻拓本に拠って録文し、後に『粵西文載』に転載され、さらに『廣西通志』の転載を経て『唐文續拾遺』に収められたものと考えられる。したがって『唐文續拾遺』所収のものは遡れば張鳴鳳が見た明・万曆十七年（1589）の状態のものである。

今、張鳴鳳『桂勝』3「疊綵山」に「又『干〔于〕越山記』、文多剥落、不可讀、大都記其窳構亭榭與山名“干〔于〕越”之故、略可見者裁數十字、曰」として次の七十一字を録している。毎行の字数は不明であるが、今仮に先の元晦「疊綵山記」と同じ行十字として改行し、それに対応する諸本を右に示す。

| | 桂勝（四庫本） | 唐文續拾 | 廣西通志 |
|----|------------|-----------|-----------|
| 01 | 直渚之北有虚楹釣榭由 | ----- | ----- |
| 02 | 此三逕各趨所抵左指山 | --徑----- | ----- |
| 03 | 隈右向之僧舍爲寫眞堂 | ----- | ----- |
| 04 | 北鑿山逕由東崖茅齋經 | ---徑----- | ----- |
| 05 | 棲眞洞而北史記云秦并 | ----- | 栖----- |
| 06 | 諸侯以百越之地爲桂林 | ----- | ---粵----- |
| 07 | 郡吳遣步騭征南克有于 | -----刻--- | ----- |
| 08 | 越〔吳都賦云〕 | - | - |

『桂勝』に「“于越山”三字横列、自左而右。山下有……、皆用隸。“四望山”亦三篆字、不著書者姓名、然皆元晦時所鐫」という。石刻「于越山記」も先の

二石刻と同じく隸書（八分書）で向かって左から右行きに書されていたであろう。字徑もほぼ同じであったと考えてよい。

02「逕」：「徑」と早くから通じるが、「逕」を動詞（めぐる、経る）、「徑」を名詞（小道）と区別して改めたのではなからうか。05「栖眞洞」：『唐文續拾』が拠ったとする『廣西通志』は「栖眞洞」に作る。四庫全書本『桂勝』は『唐文續拾』と同じく「棲」に、古学彙刊本・明刻本『桂勝』は「栖」に作る。唐・顔元孫『干祿字書』に「棲・栖：並正」。本来は「栖」であったものが、「栖」を異体字とし、「棲」を正字として改めたのではなからうか。同字の異同は後述する「越亭二十韻」詩にも見られる。06「百越」：『廣西通志』は「百粵」に作る。早くから通じるが、『史記』6「秦始皇紀」に「太子公曰：……秦并兼諸侯……南取百越之地、以爲桂林・象郡」という。07「克」：『唐文續拾』のみ「刻」に作るが、文意は通じない。同音による誤り。多くが異体字による相違であるが、この一字の違いは重大である。

『桂勝』は以上の録文の後に「此後惟有『呉都賦』字、不可讀矣」という。「呉都賦」といえば晋・左思の代表作「三都賦」のそれを指すであろう。「呉都賦」（『文選』5所収）を検べれば、「包括于越、跨躡蠻荆」・「數軍實乎桂林之苑、饗戎旅乎落星之樓」等の句が見える。今日、「于越山記」の全文を知ることではできないが、伝わっている部分でもすでに71字あり、その後には「呉都賦」の引用があったというから、少なくとも「四望山記」（43字）よりも長く、「疊巒山記」（93字）に近い、あるいはそれを上回る、比較的長い作品であったと思われる。試みに読みを示せば、次のようになろう。

直渚の北に虚楹の釣樹有り、此れ由り三逕、各おの抵る所に趨く。左（東）は山隈を指し、右（西）向して僧舎に之く、“寫眞堂”爲り。北は山逕を鑿ち、東崖の茅齋由り、栖眞洞を経て北す。『史記』に云わく：「秦は諸侯を并ねて百越の地を以て桂林郡と爲す」と。呉は歩隲を遣して征南せしめ、克く于越を有つ。〔「呉都賦」に云わく〕

「直渚」とは伏波山の北、今の龍珠路と伏龍洲の間を指すであろう。「釣樹」・「寫眞堂」については晩唐・莫休符『桂林風土記』の「越亭」条に「前使元（晦）常侍……建“大八角亭”、寫其眞於院、即爲“寫眞院”、歌臺・樹釣、流杯亭・花藥院、時爲絶景」と見える。なお、今日、于越山の頂上に于越亭とよばれるものが建てられており、これを元晦「越亭」詩にいう「越亭」であるとする説が一般に行われているが、疑問がある。この問題については別に考察する。

04 会昌五年(845)八月二十日作「乳洞巖題記」〔石刻現存〕

以上の三篇は『全唐文』・『唐文續拾遺』に収録されているが、それら及び今日に至るまでに発見された作を網羅せんとして新たに編集された『全唐文新編』にも収められていないものがある。管見によれば、その佚文を最も早く紹介したのは桂林市文物管理委員会編著(張益桂執筆)『桂林文物』(広西人民出版社1980年)「興安・乳洞石刻」(p125)であろう⁽¹⁰⁾。その録文に「檢校左散騎常侍



図01：唐・元晦「乳洞巖題記」

⁽¹⁰⁾ 後に蔣太福・羅廷坤『靈渠風光』(広西人民出版社1990年)「乳洞岩小記」、桂林市政府文化研究中心・桂林市海外旅游総公司主編『桂林旅游大典』(漓江出版社1993年)「乳洞巖」(p202)・「乳洞石刻」(p294)、劉濤等『中国旅游資源普查文献 桂林旅游資源』

・越州刺史元晦、會昌五年八月廿日、自此州移鎮會稽、輒輟暮程、遂權探賞」という。

この元晦の題記は桂林市の北に位置する興安県護城郷董田村内の自然村である茅坪村の南、粉洞村の北にある“乳洞巖”の洞窟内に刻されている。筆者の調査によれば、乳洞巖は三つの鍾乳洞から成り、その下洞の内、洞口より右壁下の道を約30m入ったところの石柱の東南（洞口向き）の角、高さ4～5mのところに刻されている。現状によって釈文を示せば、以下の通りである。図01：唐・元晦「乳洞巖題記」を参照。

- 01 □□□散騎常□
- 02 □□□□元晦
- 03 □□□□八月廿日
- 04 自此□移鎮會稽
- 05 輒輟暮程遂權
- 06 探賞

石刻は正書、縦約50cm、横約60cm、縦書き、向かって左から右行き、六行、行不齊、七字前後。唐代の石刻には左行と右行の両方が行われており、左行の方が圧倒的に多いが、先に見た疊彩山に現存する二石刻もこれと同じく右行であった。

01「散」：上字は左部分が残存しているが、「散騎常……」によって推測は可能。04「自此」：左部分を欠くが、判読可能。「此」の下字も左部分を破損しているが、前後の文意から推測は可能。『桂林文物』の録文を参考にして復元すれば次のようになる。

- 01 檢校左散騎常侍
- 02 越州刺史元晦
- 03 會昌五年八月廿日
- 04 自此州移鎮會稽
- 05 輒輟暮程遂權
- 06 探賞

試みに読みを示せば、次のようになろう。

／（漓江出版社1999年）「乳洞」（p410）・「乳洞摩崖石刻」（p696）、興安県地方志編纂委員会『興安縣志』（広西人民出版社2002年）「乳洞岩」（p484）にも言及が見られるが、録文が示されていない。

檢校左散騎常侍・越州刺史元晦、會昌五年（845）八月廿日、此の州（桂州）自り移りて會稽（越州）に鎮（浙東觀察使）たらんとするに、輒ち暮程を輟めて遂に權に探賞す。

乳洞巖のある今の安興県は唐代の全義県（旧名臨源県、大曆三年768に改名）であり、桂州に属した。全義県は州治のあった臨桂県の北に位置しており、桂州から北上する路程に当たる。この石刻によって元晦が會昌五年八月下旬まで桂州にいたことがわかる。ただし石刻に“越州刺史”とあるように、この時すでに元晦は越州刺史に遷る赴任命令を受けており、越州に向けて出発した道中にある。郁賢皓『唐刺史考全編（5）』（安徽大学出版社2000年）257「桂州」（p3253）は宋・孔延之『會稽掇英總集』の「唐太守題名」にいう「元晦、會昌五年七月自桂管觀察使授」を引く。乳洞の石刻はこの記載の正しさを示す物証である。ただし厳密に言えば、「七月」は発令の時を示すのではなからうか。少なくとも桂州を去ったのは八月下旬である。

元晦は桂州在任中に「疊綵山記」・「四望山小記」・「于越山記」や「越亭」詩・「巖光亭」詩など、桂林の山水に関する多くの詩文や榜書の石刻をのこしている。明・張鳴鳳『桂勝』以来、元晦の書とされており、確かに内容から見てもその可能性の高い「疊綵山記」・「四望山記」等はいずれも隸書であるが、この乳洞の石刻は楷書であって書体を異にしている。「疊綵山記」等を見れば、元晦は隸書を善くしたことが知られるが、じつはそれらの作はいずれにも落款・署名がなく、元晦の作であるかどうか確証を欠く。いっぽう乳洞の石刻には日付とともに“元晦”の署名があって明らかに本人の作である。元晦の作と断定できる書が今日この石刻一件しが現存しない点、また、事跡を証する史料である点において、極めて貴重である。今後、『全唐文新編』を増補する者はこの石刻によって一篇を拾遺すべきである。

II 『全唐詩』所収「元晦」詩の補正と拾遺

『全唐詩』（康熙四十二年1703）卷547（刊本八函十冊）の「元晦」巻およびその底本である明・胡震亨『唐音統籤』（崇禎八年1635）卷851（11）⁽¹¹⁾に収めるものは計二首および残句。誤字と思われるものがかなりあり、さらに若干字を拾遺することができる。また、『唐音統籤』の「元晦」の第一首の題下注に『風土記』

⁽¹¹⁾ 『唐音統籤』は北京図書館博物院図書館蔵范希仁抄本の影印本（上海古籍出版社2003年）による。卷851は抄本。

つまり晩唐・莫休符『桂林風土記』が引かれており、そこでこれに拠って収録したもののように思われる。たとえば清・朱彝尊『曝書亭集』44「桂林風土記跋」に「雖非足本、中載張固・盧順之・張叢・元晦・路單・韋瓘・歐陽贖・李渤諸人詩。采唐音者均未著於錄、洽聞野君子亟當發其幽光也」といい、また『四庫全書総目』70「史部・地理類三」の「桂林風土記：兵部侍郎紀昀家藏本」の「提要」（乾隆四十四年1779校上、紀昀等）にはこれを節録して更に「今觀諸詩外、尚有楊尚書・陸宏休二首、亦唐代軼篇、爲他書之所未載。今『全唐詩』采録諸篇、即據此本。則其可資考證者、又不止於譜民風・記土產矣」という。しかし果たしてそうであろうか。

01 会昌四年（844）九月作「越亭二十韻」〔石刻早佚〕

『唐音統籤』・『全唐詩』の「元晦」に最初に載せる「越亭二十韻」は、詩題の通り二十韻四十句の作であるが、その中の八句は元晦詩に関する記録として現在知られるものの中で最も古いものと思われる莫休符『桂林風土記』（光化二年899）の「越亭」の条に「越亭”初成、金貂（元晦）有六十韻長詩、曰：…、其餘不省記」として録している「六十韻長詩」中の四韻八句と同じであり、本来同一の詩であると考えられる。『桂林風土記』ではその正確な詩題は不明であるが、「越亭」の条に収められていること、また「越亭”初成」の後に引用されていることによって、詩題が「越亭」であることは想像に難くない。そこで問題となるのが「六十韻長詩」と「二十韻」の齟齬である。ちなみに『桂林風土記』は早くから佚しており、『四庫全書』および『学海類編』に輯本を収めるが、いずれも「六十韻長詩」に作っている。二本の関係は後で言及する。今、この記載が正しいとすれば、『唐音統籤』・『全唐詩』にいう「二十韻」の詩は「六十韻」の一部、わずかにその三分の一に過ぎないことになる。「六十韻」とは百二十句から成る相当長編の詩であって、唐詩にあって決して珍しいとはいえないまでも、元晦の詩を代表する力作といってもよからう。しかし筆者の調査によって得た、桂林に現存している石刻によれば、この「六」は明らかに「二」の誤りであり、本来は「二十韻長詩」であったと考えられる。以下、その根拠を示す。

(1) 桂林疊彩山に刻されて今日に残っている明・顧源の詩に次のようにいう。
図02：明・顧源「追和元晦越亭二十韻詩」を参照。

「越亭二十韻」乃唐會昌中桂林〔州？〕刺史兼御史中丞元晦之作也。迄今數百年、亭（越亭）改爲閣（越閣）、而勒諸巖石者、炯然不磨。大明弘治五



図02：明・顧源「追和元晦越亭二十韻詩」
(部分)

兼御史中丞元晦越亭二十韻」と作っている。なお、齊治平・鍾夏『《桂勝・桂故》校點』にはこの異同の指摘がない。先にも紹介したが、『桂勝』は桂林漓山に住していた作者による撰であり、当時存在した石刻の拓本をとって録文している。

年（1492）春、（顧）源與給舍葉君紳奉命按事廣西。維時繡衣鄭君惟桓、實按臨斯地、雖曾聞茲巖閣之勝、各以事牽弗果登眺。夏五月既望、鎮守太監王君廉公暇觴予三人、於閣中得睹是作、冲淡簡古、誠一代之絕唱、遂不揣鄙陋、走筆追和。……（顧源追和二十韻詩）……姑蘇顧源書。

これに拠れば、かつて疊彩山には元晦の「越亭二十韻」詩が刻されていた。「迄今數百年、亭改爲閣、而勒諸巖石者、炯然不磨」というから、弘治五年（1492）には存在しており、しかも追和できるほど鮮明に残っていた。顧源の記録によれば、元晦詩は「二十韻」の作であり、今日の輯本『桂林風土記』という「六」は恐らく後人による誤りで、「二」が正しいことになる。

(2) 顧源追和の約百年後、明・万曆十七年（1589）の序をもつ張鳴鳳『桂勝』の3「疊綵山」の条に元晦の「越亭」詩を録しており、その詩句は確かに四十句二十韻である。ただしテキストによって若干異同があり、四庫全書本『桂勝』は「唐桂州刺史兼御史中丞元晦越亭排律」、古学彙刊本『桂勝』は「唐桂州刺史

顧源と張鳴鳳の見た石刻「越亭」詩には元晦の結銜を加えており、しかもそれが同一であることから考えて、両者が見たものは同じ石刻であろう。あるいは「越亭」詩の原刻には元晦の結銜が署せられていたかも知れない。ただ気になるのは顧源の追和詩では「桂州」を「桂林」に作っている点である。「桂州」の地は早くから「桂林」とも呼ばれており、また明代には桂林府と呼ばれていたのではあるが、唐代の官制では「桂林刺史」ではなく、「桂州刺史」というべきである。また、下で考察する宋・宋咸「遊華景洞題名」（嘉祐三年1058）にも「其石壁、唐桂州刺史御史中丞元晦『巖光亭詩』在焉、乃會昌五年四月十日題」という。したがって顧源の目録した元晦詩が唐刻であったならば、この「林」は顧源あるいは刻者の誤りであろう。なお、元晦詩は『粵西金石略』に見えない。

しかし、『唐音統籤』・『全唐詩』と『桂林風土記』の間で異なるのは詩題だけでなく、本文においてもかなりの異同が見られ、さらに『桂勝』の文字も四庫全書本と古学彙刊本の間で出入がある。その他、桂林の詩文をよく採録しているものに清・汪森『粵西通載』（康熙四十四年1705序）があり、その『粵西詩載』2「五言古詩」にも元晦「越亭二十韻」を取める。『粵西詩載』は『全唐詩』（康熙四十二年1703）よりもやや後の編であるが、四庫全書本『桂勝』に先立つものとして参考になる。以下、これらによって対校を試みる。

| | 『全唐詩』 | 『唐音統籤』 | 『風土記』 | 『桂勝』四 | 『桂勝』古 | 『粵西詩載』 |
|----|-------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 00 | 越亭二十韻 | ----- | 越亭六十韻 | 越亭排律 | 越亭二十韻 | 越亭二十韻 |
| 01 | 乏才叨八使 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 02 | 徇禄非三顧 | 狗----- | ----- | ----- | ----- | 狗----- |
| 03 | 南服頒詔條 | ----- | 北闕----- | ----- | ----- | ----- |
| 04 | 東林證迷誤 | ----- | 一鄰----- | ----- | ----- | ----- |
| 05 | 未聞述職效 | -----効 | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 06 | 偶脫置煩趣 | ----- | 已見脱--- | ----- | ----- | ----- |
| 07 | 激水潄坳塘 | ----- | ----- | ----- | 塘坳----- | ----- |
| 08 | 綠崖欹磴步 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 09 | 西巖煥朝旭 | ----- | ----- | ----- | 換----- | ----- |
| 10 | 深壑囊宿霧 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 11 | 影氣爽衣巾 | ----- | 灑----- | 顯----- | 顯-----襟 | 顯----- |
| 12 | 涼颺輕杖履 | 涼----- | 嵐-----屨 | 涼-----屨 | -----屨 | 涼-----屨 |
| 13 | 臨高神慮寂 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 14 | 遠眺川原布 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 15 | 孤帆逗汀煙 | 一遥一烟 | ----- | ----- | ----- | 一烟 |

| | | | | | | | |
|----|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 16 | 翻鴉集江樹 | 翻 | ----- | 翻 | ----- | ----- | ----- |
| 17 | 獨探洞府靜 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 18 | 恍若偃佳遇 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 19 | 一瞬契眞宗 | ----- | ----- | ----- | ----- | 顔 | ----- |
| 20 | 百年成妄故 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 21 | 孱顔石戸啓 | ----- | ----- | ----- | ----- | 瞬 | ----- |
| 22 | 杳靄溪雲度 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 23 | 松籟韻宮商 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 24 | 鴛鴦勢翔遡 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 25 | 津梁危釣架 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 26 | 濟物虛舟渡 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 27 | 環流馳羽觴 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 28 | 金英妬妝媵 | ----- | ----- | ----- | ----- | 粧 | -----媵 |
| 29 | 筇吟寒壘迴 | -----迴 | ----- | -----迴 | -----迴 | -----迴 | -----迴 |
| 30 | 鳥噪空山暮 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 31 | 悵望麋鹿心 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 32 | 低迴車馬路 | ----- | ----- | ----- | ----- | 但迴 | -----徊 |
| 33 | 懸冠謝陶令 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 34 | 褫珮懷疏傅 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 35 | 遐想蛻纓綉 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 36 | 徒慚郵襦袴 | 慚 | ----- | 慚 | ----- | □ | ----- |
| 37 | 福盈禍之倚 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 38 | 權勝道所惡 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 39 | 何必棲禪關 | -----栖 | ----- | ----- | ----- | 栖 | -----栖 |
| 40 | 無言自冥悟 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |

『全唐詩』とその底本となった『唐音統籤』は、第15行の「逗」と「遙」の他はいずれも異体字の相違であり、基本的に同じ。以下、『唐音統籤』で代表する。今、この対照によって次のことが判る。

(1) 詩題「越亭二十韻」：顧源の追和詩の序に「『越亭二十韻』乃唐會昌中桂林〔州〕刺史兼御史中丞元晦之作也」といい、現にその追和詩も四十句二十韻である。本来「六十韻」であったものが、後にその中の二十韻のみ刻されたということは一般には考えにくい。原詩は六十韻ではなく、二十韻であったはずである。『桂林風土記』が「六十韻長詩」の中で採録しているのは四韻八句であり、その八句は『桂勝』等に所収の詩の第一句から六句および第十一句・第十二句であって、この四韻は顧源の追和詩の脚韻とも同じである。つまり『桂

林風土記』の引く「六十韻」詩の八句はすべて「二十韻」詩の中にある。以上によって明白であるように、「六」は「二」の誤りであり、「越亭二十韻」が正しい。また、四庫全書本『桂勝』は「越亭排律」とするが、「排律」的ではあっても唐詩のいわゆる今体詩の排律ではなく、『粵西詩載』が「七言古詩」の巻に入れているように、古体詩に属す。

(2) 本文の異同：詩題は『唐音統籤』に作る所が正しいことになるが、『唐音統籤』の文字には疑わしいものがある。多くの相違は単なる異体字として解決可能であるが、いくつか重要なものがある。まず、『唐音統籤』は第12句末を「履」に作るが、現存する顧源追和詩の石刻では「屨」に作っており、『桂勝』等も同字「屨」に作っている。ちなみに「履」は上声「紙」韻であり、「屨」は去声「遇」韻である。元晦詩の用韻は「顧・誤・趣・歩・霧・樹・遇……」であるから、明らかに「屨」が正しい。11句の「影」は他本では「灑」あるいは「顛」に作る。「灑」と「顛」は通じて「～氣」は頻用の熟語であるが、「影氣」は熟さず、また次の「爽」とも句意が通じにくい。「影」はおそらく字形相似による「顛」の誤字であろう。

(3) 『桂勝』諸本間の関係：『唐音統籤』と『桂勝』・『粵西詩載』には深い関係がある。まず、中でも『唐音統籤』は四庫全書本『桂勝』に最も近い。それに較べて古学彙刊本『桂勝』にはかなりの杜撰さが見受けられる。たとえば09「換」は下に「朝旭」というから「煥」の誤りであり、19「顔」と21「舜」は誤って顛倒したものである。「顔」・「舜」等は古学彙刊本の排印の際に生じた誤りであろうが、36「襦」を缺字「□」にしていることから見ても、「古学彙刊提要」9の「桂勝四卷：舊鈔本」の条に「舊鈔本、小字、絶工、蓋爲明人手書原本」というように底本は明鈔本ではあってもその善本ではなかったようである。『桂勝・桂故』校點は四庫全書本を「殘缺處更多」「校勘價值不大」(p4)として退けて古学彙刊本を底本とするが、「塘坳」・「換」の異同をいわずに「坳塘」・「煥」に作り、また「襟」・「但」の異同をいわずにそれに従っている。これら文字の異同に止まらず、そもそも『桂勝』には缺文が相当あるが、全体的に見れば四庫全書本よりも古学彙刊本の方が缺文が多い。『粵西詩載』は四庫全書本と同系統の『桂勝』に拠っていることが想像される。しかし02「狗」・28「嬋」などに作る相違があり、これは清・謝啓昆『廣西通志』(嘉慶六年1801)233「勝迹略・署宅」の「越亭」の条に引く「唐元晦『越亭詩』」と同じである。つまり、『廣西通志』と『粵西詩載』には深い関係が認められる。その他、

『古今圖書集成・方輿彙編・職方典』1046「桂林府郡・藝文三」にも元晦「越亭二十韻」を載せており、誤字が多いが、先の諸本の中では『粵西詩載』に最も近い。なお、元晦「越亭」詩は『廣西通志』215「金石略一・晉唐」（『粵西金石略』1）には見えず、229「金石略十五・待訪目錄」（『粵西金石略』15）にも見えないが、『桂勝』には録文があるから、石刻は明末・清初の間に破壊され、喪失したものと思われる。

(4)『桂林風土記』との異同：『全唐詩』の底本『唐音統籤』は『桂勝』に拠っていると考えられるが、これらと『桂林風土記』との間にはかなり異同が見られる。『桂林風土記』は早く宋代から一部を佚しており、今知られるものには四庫全書本（乾隆四十四1779年校）と学海類編本（道光十一1831年刊）があり、「越亭」詩については04句に「誤」（四庫全書）と「愼」（学海類編）という異体字の相違があるのみである。李明葵整理『桂林風土記』（1989年）⁽¹²⁾は四庫全書本・学海類編本・叢書集成本を使って校訂しているが⁽¹³⁾、李氏の「校記」はこの異同には言及していない。恐らく異体字と解したからであろう。そこで、『桂林風土記』と『桂勝』・『唐音統籤』を比較すれば、重なる部分はわずかに八句であるが、その半分の四句にわたって異同が見られる。まず03句で『桂勝』が「南服」に作るのに対して『風土記』は「北闕」に作り、李氏「校記」には「詳句意、應以“北闕”爲是」（p61）として『風土記』を採る。「南服」は南方の辺境・未開地を謂い、ここでは桂林を指し、「北闕」は北にある皇宮の門、朝廷を意味する。この前に01「乏才叨八使」とあり、これは元晦が觀察使を拝命したことを謂うものであるから、「北闕頒詔條」と意味が重なる。「叨八使」句の展開としては「北闕」よりも「南服」の方が勝れる。04句では『風土記』が「東鄰」に作るのに対して『桂勝』は「東林」に作り、李氏「校記」は「以後者語勝、從而改之」として『桂勝』を採る。「東林」とは一般には廬山の東林寺、晋の高僧で白蓮社を結んで陶淵明をはじめ、儒・道とも交流があったとされる慧遠の居を謂う。いっぽう「東鄰」は一般には宋玉「登徒子好色賦」にいう「東家之子」、東の隣家に住む美女を謂う。ただし元稹「酬樂天早春閑遊西湖」詩に「白頭辭北闕、滄海是東鄰」というように「北闕」と「東鄰」を対にした用法もあり、元稹の作であるから姪（おい）・元晦が知っていた可能性はあるが、元稹の詩は東の大海に近い浙東越州にいた時の作であるから「滄海是東鄰」と表現し

⁽¹²⁾ 桂林市地名委員会弁公室編『桂林地名集刊』（内部刊行）第一輯（1990年）所収。

⁽¹³⁾ 『筆記小説大観六編』・『叢書集成初編』は学海類編に拠って取める。

たのであり、「南服」の地・桂州にいた元晦にとってこの用法「東鄰」は適さないし、また下の「證迷誤」ともうまく連絡しない。この詩の中間に「獨探洞府靜」・「一瞬契眞宗」といい、最後に「何必栖禪關、無言自冥悟」と結ぶ詩全体の趣旨から見れば「東林」が適当であろう。さらにいえば、越亭の近くには寺院があった。『桂林風土記』に「越亭、在府城北、與“聖壽寺”接連」という。また唐末の詩僧・齊己（864-943?）「答崔校書」詩に「北闕會拋紅駿馱、東林社憶白氛氳」として使う例もある。そうならば「鄰」は「林」と同音であることによる誤りであろう。しかし「南服」の「南」が桂州の位置を指すものであるように、「東林」の「東」も実際の地理に合うのが対句としては巧みな作り方であり、この点からはいずれであったか断定するのに躊躇せざるを得ない。ちなみに豊彩山は桂州城の北に位置する。06句では『風土記』が「已見脱煩趣」に作るのに対して『桂勝』は「偶脱蠶煩趣」に作り、李氏「校記」は「與上句對、以前者爲勝、不改」として『風土記』を採る。たしかに05「未聞述職效」の対句としては「已見脱煩趣」の方が均整がとれている。12句では『風土記』は「嵐颺」に作るが、『桂勝』等は「涼颺」に作り、李氏「校記」は「與上句對、以後者（「涼」）爲勝、從而改之」として『桂勝』を採る。たしかに上句と対を為すのではあるが、「嵐」は山間の霞霧の類であるから、「灑氣」との関係よりも、「颺」（そよかぜ）と「輕」との関係から見て「嵐」よりも「涼」の方が勝れる。

以上によって元詩を復元すれば、次のようなものであったと思われる。

- | | | |
|----|--------|-----------------|
| 00 | 越亭二十韻 | 越亭二十韻 |
| 01 | 乏才叨八使、 | 乏才 八使（觀察使）を叨なくし |
| 02 | 徇禄非三顧。 | 禄を徇むるは三顧に非らず |
| 03 | 南服頒詔條、 | 南服（桂州）に詔條を頒ち |
| 04 | 東林證迷誤。 | 東林に迷誤を証す |
| 05 | 未聞述職效、 | 未だ聞かず 述職の效（功績） |
| 06 | 已見脱煩趣。 | 已に見る 脱煩の趣 |
| 07 | 激水濬坳塘、 | 激水は坳塘を濬くし |
| 08 | 緣崖欵磴步。 | 崖に緣りて磴歩に欵る |
| 09 | 西巖煥朝旭、 | 西巖（豊彩山）は朝旭に煥き |
| 10 | 深壑囊宿霧。 | 深壑は宿霧を囊る |
| 11 | 灑氣爽衣巾、 | 灑氣に衣巾爽かなり |
| 12 | 涼颺輕杖屨。 | 涼颺に杖屨輕し |

- | | | |
|----|--------|---------------------|
| 13 | 臨高神慮寂、 | 高きに臨みて神慮は寂せり |
| 14 | 遠眺川原布。 | 遠く川原の布くを眺む |
| 15 | 孤帆逗汀煙、 | 孤帆 汀煙を逗め |
| 16 | 翻鴉集江樹。 | 翻鴉 江（瀉江）樹に集まる |
| 17 | 獨探洞府靜、 | 独り洞府の静かなるを探ぬれば |
| 18 | 悦若僊佺遇。 | 悦かも僊佺（仙人）の遇うが若し |
| 19 | 一瞬契眞宗、 | 一瞬 眞宗に契い |
| 20 | 百年成妄故。 | 百年 妄故と成す |
| 21 | 孱顔石戸啓、 | 孱顔たる石戸（風洞）は啓き |
| 22 | 杳靄溪雲度。 | 杳靄として溪雲は度る |
| 23 | 松籟韻宮商、 | 松籟 宮商韻き |
| 24 | 鴛蕙勢翔遡。 | 鴛蕙 勢い翔遡す |
| 25 | 津梁危釣架、 | 津梁 危釣（丸木橋）架かり |
| 26 | 濟物虚舟渡。 | 濟物 虚舟渡る |
| 27 | 環流馳羽觴、 | 流れを環らして羽觴を馳せ |
| 28 | 金英妬妝嫫。 | 金英（菊花）は妝嫫（美女）を妬ましむ |
| 29 | 笳吟寒壘迴、 | 笳吟 寒壘は迴かなり |
| 30 | 鳥噪空山暮。 | 鳥は噪ぐ 空山の暮れ |
| 31 | 悵望麋鹿心、 | 悵望す 麋鹿（隱棲山居）の心 |
| 32 | 低迴車馬路。 | 低迴（徘徊）す 車馬の路 |
| 33 | 懸冠謝陶令、 | 懸冠には陶令（陶淵明）に謝し |
| 34 | 褫珮懷疏傅。 | 褫珮には疏傅（疏広）を懷う |
| 35 | 遐想蛻纓綬、 | 遐かに想う 纓綬（冠帶）を蛻がんことを |
| 36 | 徒慚卹襦袴。 | 徒らに慚ず 襦袴（庶民）を卹むことを |
| 37 | 福盈禍之倚、 | 福の盈つるは禍の倚るところ（『老子』） |
| 38 | 權勝道所惡。 | 權勝は道（常・経）の惡む所 |
| 39 | 何必栖禪關、 | 何ぞ必ずしも禪関に栖まん |
| 40 | 無言自冥悟。 | 無言にして自ら冥悟す |

この詩は大半が桂林の疊彩山に遊んだ時の脱俗の心境を老莊・神仙思想に引きつけて詠み、漢の疏広や晋の陶淵明の例にならって退官隱棲の宿願を果たさんとする決意を表白している。このような詩想は唐代で地方に左遷された官僚にしばしば詠まれる一種のポーズであり、中央政界を追われた者が日常の公務

を世俗と見なしてそれを厭離し、当地の自然に身を投じて山水を楽しみ、あるいは深山幽谷の寺院道観に遊んで一時の脱俗の雰囲気を味わうものである。ただ、この詩においても「禪關」禪定の修行道場に遊んではいるが、疲弊した自己の魂の救済を仏教の哲理や修行に求めないと結論した所が従来一般の文人官僚と詩境を異にするとはいえよう。これは元晦個人の思想であるかも知れないが、直接には武宗の崇道排佛と関係があるのではなかろうか。武宗の排佛は会昌五年七月の廃寺をもって本格化するが、円仁『入唐求法巡禮行記』3によれば、すでに会昌二年七月の道僧御前議論や僧尼還俗の詔から始まっている。このような王朝の施策下にあって独り佛教に接近することは困難であったろう。また表現においても、山水游の描写の息の長さが特徴的である。叙述は叙景と思索を交えており、長い叙景は歩行による視界の移動と遠望によって展開してゆく方法をとって絵画的であり、いわゆる山水詩に入れてよい。

作年について見れば、先に見たように城北から壘綵山まで開発を記した「壘綵山記」は会昌四年（844）七月の作であり、越亭は壘綵山にあったからその後建てられたものであろう。したがって「越亭」詩もその後の作である。詩に「灑氣爽衣巾、涼颯輕杖屨」というのは秋の景であり、また「環流馳羽觴、金英妬妝嬈」というのは重陽節の宴を詠んだものである。おそらく会昌四年九月の作であろう。

02 会昌五年（845）四月十日作「巖光亭」詩〔石刻早佚〕

『唐音統籤』巻851・『全唐詩』巻547（刊本八函十冊）「元晦」には「句」として二韻四句を収め、末に注して「岩光亭、樓海虞衡志」という。「樓海虞衡志」といえば先ず范成大の『桂海虞衡志』を想起すべきである。「樓」は「桂」の誤字であろう。しかし、今日の輯本『桂海虞衡志』⁽¹⁴⁾にこの詩句の引用は見えない。あるいは佚文であろうか。いっぽう唐・莫休符『桂林風土記』に「巖光亭」の条があり、それに「在北羅門外。臺亭巖洞、亞於“越亭”、亦是元（晦）常侍郎新置。有石棋局、爛柯石嶂。金貂（元晦）有五十韻詩云：“石靜如開鏡、山高若聳蓮。筍竿抽玉管、花蔓綴金鈿”。餘不省記」として二韻四句を引く。この二韻四句は『唐音統籤』・『全唐詩』に所収の「句」と全く同じである。『唐音統籤』等はこの残句の出自を「樓〔桂〕海虞衡志」とするが、初録は恐らく『桂

(14) 嚴沛『桂海虞衡志校註』（廣西人民出版社1986年）が『黃氏日抄』・『文獻通考』・『資治通鑑』・『廣西通志』・『讀史方輿紀要』・『永樂大典』等から佚文を集めているのに拠る。

林風土記』であろう。ちなみに明・張鳴鳳『桂勝』3「寶積山」に次のようにいう。

唐・元晦：“石靜如開鏡、山高若聳蓮。筍竿抽玉管、花蔓綴金鈿”。

此詩蓋長律。其刻至宋尚在、今莫能得。惟『(桂林) 風土記』存此四句爾。
 後に清・汪森『粵西詩載』(康熙四十三年1704) 21「五言絶句」や清・金鉞『廣西通志』(雍正十一年1733) 124「五言絶句」は元晦「題寶積山」と題しているが、それは『桂勝』がこの詩を「寶積山」に収めるのによったものであろう。『唐音統籤』等が「題寶積山」とせず、ただ「句」とするのは『桂林風土記』に拠ったからであり、注記にいう『桂海虞衡志』は『桂林風土記』の誤りであると思われるが、別の問題もあり、この点については後で再考する。

まず問題となるのは『桂林風土記』にいう「五十韻詩」である。そうならば百句から成る相当の長編詩であり、元晦の力量を示す代表作であるといえる。『唐音統籤』等に収める残句はわずかその1/25に過ぎないことになる。いっぽう『桂勝』に「此詩蓋長律。其刻至宋尚在、今莫能得。惟『風土記』存此四句爾」という。『風土記』とは『桂林風土記』を指す。張鳴鳳は『桂林風土記』に存するといって四句を引きながら、『桂林風土記』には「五十韻詩」とあるにも関わらず、なぜ「五十韻」と言わずに「蓋長律」と言っているのか。『桂勝』9の「疊綵山」⁽¹⁵⁾の末尾にも「惜“華景”失其“巖光亭”之詠、可爲“寶積(山)”發太息也已」といい、また張鳴鳳による『桂勝』の姉妹書『桂故』2「官名」の「元晦」条にも「寶積山亦建一亭、曰“巖光”。晦纔有詩、今失所在」というから、原石はすでに失われていた。『桂勝』が録する二韻四句は『桂林風土記』から引いたものであるが、張鳴鳳が見た『桂林風土記』には「五十韻詩」に作っていなかったのであろうか。引く所の残句が二聯とも対句であることによって「長律」の可能性があることは想像できるが、なぜ「五十韻詩」としなかったのか。おそらく張鳴鳳は『桂林風土記』に「五十韻詩」とあるのを知りながら、ある理由でそれに疑問をいだき、「蓋長律」と推測した。その根拠は宋代の石刻であろう。

この「巖光亭」詩を刻した原石は、張鳴鳳が「其刻至宋尚在、今莫能得」というように、少なくとも南宋までは存在していた。それを証するものが宋・宋貫之の石刻「遊華景洞題名」や宋・呂愿忠の石刻「題華景詩并跋」である。桂林市宝積山の西北の麓に華景洞があり、その洞口に向かって右(西)約5mの

⁽¹⁵⁾ この一文の後には「寶積山」の節があるから、おそらく「疊綵山」ではなく、「寶積山」の中にあつたものが転倒して伝わっているのであろう。

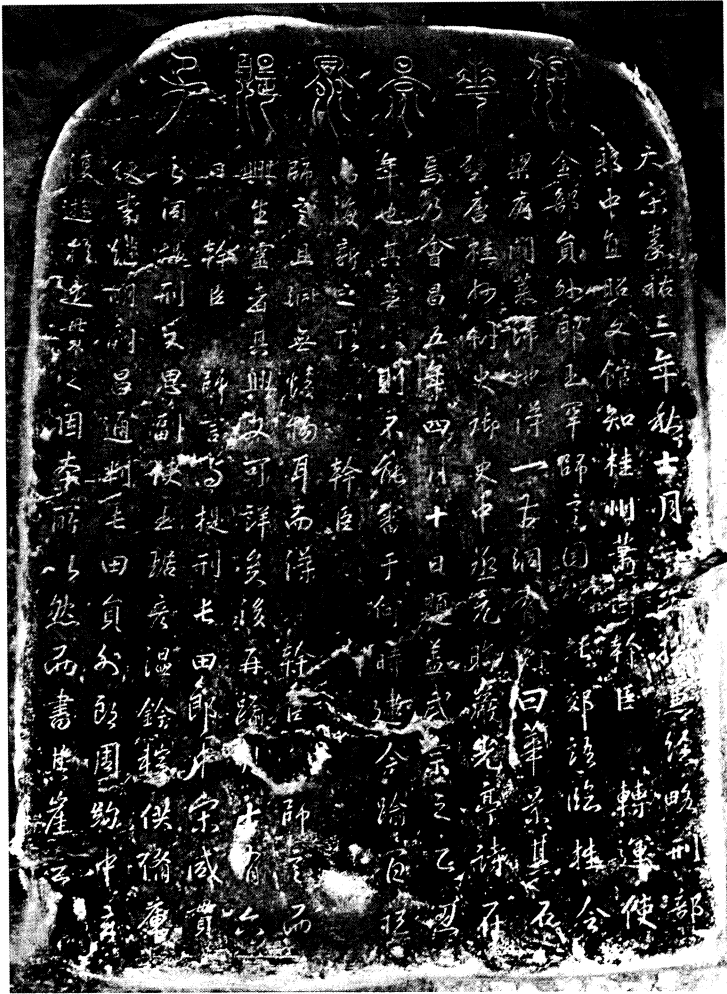


図03：宋・宋貫之「遊華景洞題名」

ところに刻されて現存する「遊華景洞題名」（縦1.5m、横1m、行書、篆額あり）
に次のように見える。図03：宋・宋貫之「遊華景洞題名」を参照。

大宋嘉祐三年秋七月、安撫經略刑部郎中直昭文館知桂州蕭固幹臣・轉運使
金部員外郎王罕師言、因宴北郊、語：臨桂令梁庚闢萊沛地、得一古洞、有
刻曰「華景」。其石壁、唐桂州刺史御史中丞元晦「巖光亭詩」在焉、乃會昌

五年四月十日題、蓋武宗之乙丑年也。其蕪沒、則不能審于何時、逮今踰百祀、而復新之於(蕭)幹臣・(王)師言。……後再踰月十有六日、(蕭)幹臣・(王)師言與……宋咸貫之・……周約中立、復遊於是。(宋)貫之因本所以然、而書其崖云。

これによれば、嘉祐三年(1058)に臨桂県令の梁庚によって元晦「巖光亭」詩の石刻が華景洞で発見され、そのことが上司の蕭固・王罕らに報告された。それによれば元詩は会昌五年(845)四月十日に題されたものである。「唐桂州刺史御史中丞元晦」というのは先に見た明・顧源の「追和元晦越亭二十韻詩」(弘治五年1492)に「唐會昌中桂林[州]刺史兼御史中丞元晦」という結銜と同じであ

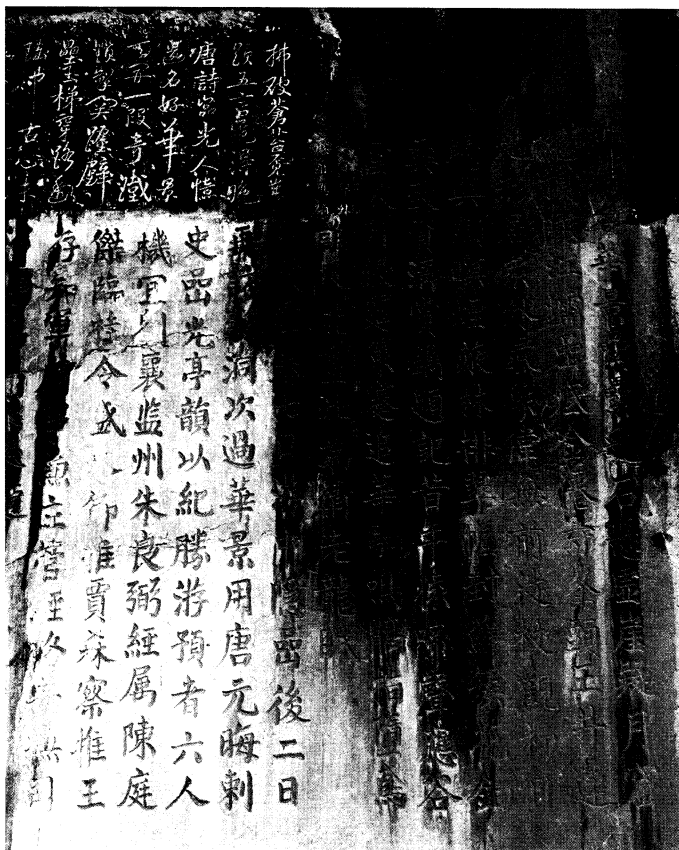


図04：宋・呂愿忠「題華景詩并跋」

る。また、「元晦巖光亭詩」というから、詩題は「巖光亭」であった。したがって『唐音統籤』・『全唐詩』は『巖光亭』詩殘句」とすべきである。

この発見から約百年後、華景洞口の向かって右（西）、「遊華景洞題名」の右隣りに宋・呂愿忠の題詩（縦1.8m、横1.6m）が刻された。詩末の跋に次のようにいう。図04：宋・呂愿忠「題華景詩并跋」を参照。

甲戌季春七日游“中隱巖”、後二日再訪新洞、次過“華景”、用唐・元晦刺史“岳光亭”韻、以紀勝。……呂愿忠題。

これによれば呂愿忠は元晦「巖光亭」詩に次韻している。この追和詩は紹興「甲戌」二十四年（1154）の作であるから、「遊華景洞題名」（嘉祐三年1058）の約百年後のことである。また、呂愿忠題詩の左上に宋・張自明の題詩（縦0.5m、横1.3m）があり（図04：宋・呂愿忠「題華景詩并跋」を参照）、それに次のようにいう。

拂破蒼苔覓舊題、五言覓得晚唐詩。

巖光人憶遺名好、華景天開一段奇。

…………… ……………

嘉定七年（1214）夏五、江西張自明與定武趙蔚來游。

張自明がそこで覓め得たという晩唐の五言詩なるものも元晦「巖光亭」詩と考えてまず間違いはない。これら宋人の石刻は洞口西に集中しており、元晦「巖光亭」詩もこのあたりに刻されていたはずである。元晦「巖光亭」詩の石刻は南宋末頃までたしかに存在していた。したがってその約百年前の呂愿忠も当然その石刻を見て追和している。では、「用唐元晦刺史『巖光亭』韻」した呂愿忠の詩は「五十韻」かといえば、その石刻は次のような十韻二十句である⁽¹⁶⁾。

斯洞名華景、纍纍乳石懸。虛崖疑月窟、絶頂瞰江壩。

岳底金僊寺、峯頭玉井蓮。地形居衆外、氣象偉無前。

徙杖觀初日、歸輿觸暝煙。蔽林排翠幄、封蘚簇花鈿。

爽致資清賞、鐫題記昔年。猿啼響應谷、雲破月侵筵。

策蹇追華駟、鳴鶩指墮鳶。誰人能畫比、爲倩老龍眠。

⁽¹⁶⁾ 北京大学古文献研究所『全宋詩（37）』（北京大学出版社1998年）巻2053「呂愿中」（p 23083）に「『輿地紀勝』巻四七」によって「一作愿忠」というが、桂林に残る石刻はいずれも「中」ではなく「忠」に作る。今、十六首を収めているが、殆どが桂林での作であり、大半が現存する。また、「華景洞」詩と題して収めるが、現存の石刻と対校すれば、幾つかの異体字の他に「壩」を「湍」に、「蘚」を「徑」に、「比」を「此」に作る等、多くの誤りが見られる。さらに詩題も自跋によって「過華景、用唐元晦刺史『岳光亭』韻」とした方がよいであろう。

呂愿忠の追和詩の中にたしかに元晦詩の残句「石靜如開鏡、山高若聳蓮。筍竿抽玉管、花蔓綴金鈿」と同じ韻字「蓮」・「鈿」が用いられている。この現存石刻によって元晦詩が「五十韻」ではなく、十韻であったことは明白である。つまり「五十韻」の「五」は衍字である。また、呂愿忠の追和詩によって元詩の残句二聯が連続したのではなく、詩中の第五・六句と第十一・十二句の対句であったことがわかる。張鳴鳳が「蓋長律」という所以である。

そこで改めて『唐音統籤』等の注記する『桂海虞衡志』について考えてみれば、『桂林風土記』に引く二韻四句は十韻二十句の長詩「巖光亭」の中の一部であり、しかも連続しない二聯である。それは亭の周辺の景観“巖光”を写して巧みな秀句を選んだものであるといえる。そうならば、『唐音統籤』等に引く残句が『桂海虞衡志』の佚文であったとは考えにくい。『桂林風土記』の方が古く、范成大がこれに拠っていることも考えられないわけではないが、范成大が桂林にいたのは乾道九年（1173）から淳熙二年（1175）までであり⁽¹⁷⁾、いっぽう元晦「巖光亭」詩の石刻は嘉祐三年（1058）に発見され、呂愿忠が追和したのが紹興二十四年（1154）、張自明が「覓得」したのが嘉定七年（1214）であるから、当時、元晦「巖光亭」詩の石刻は存在しており、場所も判っていたはずである。もし范成大が採録したのであれば、当然その石刻を見てのことであり、十韻二十句が存在していたわけであるから、別の詩句を選んでいてもよい。『唐音統籤』等に載せる残句が『桂林風土記』と同じ二韻四句であり、しかもそれが十韻二十句中の第三聯と第六聯であるのは偶然の一致であるとは考えにくい。『唐音統籤』等にいう『樓[桂]海虞衡志』は『桂林風土記』の誤りであるといえる。では、なぜそのような単純な誤りを犯したのか。それは『桂勝』の記載と関係がある。つまり、『桂勝』には「『虞衡志』：華景洞、高廣如十間屋、洞門亦然」の直後に「詩」の条を載せており、「詩」の後に先に引いた「唐元晦：“石靜如開鏡、山高若聳蓮。筍竿抽玉管、花蔓綴金鈿。”此詩蓋長律。其刻至宋尚在、今莫能得。惟『風土記』存此四句爾」が続く。そこで、「詩」の一字を見落とせば、元詩は『虞衡志』つまり『桂海虞衡志』からの引用であるように解せられ、また張鳴鳳の按語に「此詩蓋長律」とあるのによって残句であると解せられる。そうならば、『唐音統籤』は『桂林風土記』に拠って拾遺しているのではなく、

⁽¹⁷⁾ 范成大『驂鸞錄』・『桂海虞衡志』等による。また、謝啓昆『廣西通志』223「金石略」（『粵西金石略』9）の「范至能題名」によれば、七星岩棲霞洞口にあった石刻に「范至能赴成都、率……酌別碧虛。淳熙乙未（二年）廿八日」とあった。

『桂勝』の採録に拠っているのである。先に見た元晦「越亭」詩もそうであった。張鳴鳳の按語の末には「惟『風土記』存此四句爾」とあるから、『桂林風土記』を閲すればよいわけであるが、調べたようには思われない。『唐音統籤』の拠った『桂勝』が不完全なもので、「詩」・「惟『風土記』存此四句爾」を缺いていたことも考えられるが、清内府蔵本を底本とした四庫全書本をはじめ、今日の『桂勝』の諸本にはそれらの文字がある。単に不注意にして「詩」一字を見落とし、前後を連結して理解してしまったのであろう。

先に触れたように、『全唐詩』が『桂林風土記』から拾遺していることは、つとに朱彝尊『曝書亭集』や紀昀「四庫提要」などの指摘する所である。しかしかれら清人がいうように『桂林風土記』に拠って拾遺したものと考へがたい。少なくとも「越亭」詩と「巖光亭」詩についてはそうであり、いずれも『桂勝』から拾遺している。しかも「巖光亭」詩は『桂勝』に拠ったために出自を誤って記載してしまっているのである。清代の大学者、朱彝尊および紀昀の言といえども未だ信を置く可からざることがわかる。

以上によって元晦の詩は次のようなものであったと想像される。

- 00 巖光亭 桂州刺史御史中丞元晦、會昌五年四月十日題
- 01 □□□□、
- 02 □□□□懸。
- 03 □□□□、
- 04 □□□□墻。
- 05 石靜如開鏡、 石は静かにして開ける鏡の如し
- 06 山高若聳蓮。 山は高くして聳える蓮の若し
- 07 □□□□、
- 08 □□□□前。
- 09 □□□□、
- 10 □□□□煙。
- 11 筍竿抽玉管、 筍竿は玉管を抽く（がごとし）
- 12 花蔓綴金鈿。 花蔓は金鈿を綴る（がごとし）
- 13 □□□□、
- 14 □□□□年。
- 15 □□□□、
- 16 □□□□筵。

17 □□□□□、

18 □□□□鳶。

19 □□□□□、

20 □□□□眠。

今、元晦「巖光亭」詩を完全には復元することはできないが、従来の説をいくつか補正することは可能である。元詩は『桂林風土記』にいう「五十韻」ではなく、十韻から成る詩であって、『唐音統籤』等が収録する残句はその第三聯と第六聯である。また、その四句二十字の他に、呂愿忠の追和詩によってわずかに用韻の八字は知ることができる。さらに『唐音統籤』の注記「樓海虞衡志」には二重の誤りがある。書名としては「桂海虞衡志」が正しいが、これも『桂勝』に不用意に拠ったために犯した「桂林風土記」の誤りであり、『全唐詩』は『唐音統籤』の注まで無批判に転載してしまった。

なお、詩題となっている、元晦が命名した「巖光」とは、『桂勝』によれば「華景（巖洞）前、横塘深廣、晨飄霞綺、夕麗金波、得水而觀益增、故唐元常侍晦建亭、一曰“巖光”、以巖拂水而寫光也」であるという。華景「洞の前に横たわる塘」は今日でも存在しており、清代に洞前に鉄佛寺が建てられたことによって鉄佛塘と呼ばれている。

03 会昌五年（845）八月作「除浙東留題」詩

『唐音統籤』851・『全唐詩』547（刊本八函十冊）「元晦」に「除浙東留題桂郡林亭」と題する詩を載せる。この詩も『桂林風土記』の「越亭」の条に見えるが、若干文字を異にする。また、『桂勝』3「疊綵山」にも「『越亭』一詩爲茲山麗製。至其移鎮浙東、戀戀不忍去、見於留別之詠」といって「越亭」詩の後に「又除浙東留題」として載せる。ただし詩の内容を見るに、疊綵山のみを詠んだものではないようである。「越亭」詩の後に置くのは、おそらく『桂林風土記』が「越亭」の条に引くのに従ったまでのことであろう。以下、いくつかのテキストと比較する。表「元晦「除浙東留題」詩の対照」を参照。

まず、『唐音統籤』等という詩題「除浙東留題桂郡林亭」について、後四字「桂郡林亭」は誤りである。前五字「除浙東留題」は『桂勝』に見え、さらに『桂林風土記』にも「從此府除浙東、留題曰……」として引く。しかしいずれにも「桂郡林亭」は見えない。そもそも「林亭」の語は唐詩に習見するが、桂林の唐名は“桂州”あるいは“始安郡”であって「桂郡」とはいわない。おそらく「桂郡林亭」は「郡」と「林」を誤って顛倒しており、本来は「桂林郡亭」で

表：元晦「除浙東留題」詩の対照

| 『全唐詩』 | 『唐音統籤』 | 『風土記』 | 『桂勝』四 | 『桂勝』古 | 『粵西詩載』 |
|--------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| 00 除浙東留題桂郡林亭 | ----- | 除浙東留題 | 除浙東留題 | 除浙東留題 | 除浙東留題越亭 |
| 01 紫泥遠自金鬢降 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 02 朱旆翻馳鏡水頭 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 03 陶令風光偏畏夜 | ----- | ----- | ----- | -----夏 | ----- |
| 04 子牟哀鬢暗驚秋 | ---鬢--- | ----- | ---鬢--- | ---鬢--- | ----- |
| 05 西鄰月色何時見 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
| 06 南國春光豈再游 | ----- | ----- | -----遊 | ---烟花---遊 | -----遊 |
| 07 莫遣豔歌催客醉 | ----- | ----- | ---艷---醉客 | ----- | ---艷--- |
| 08 不堪回首翠蛾愁 | -----娥- | -----娥- | ----- | -----然- | -----娥- |

あったのではなからうか。「郡亭」とは、この詩が「越亭」の条に載せられていることから「越亭」を指すと考えられる。現に『粵西詩載』13「七言律詩」が「除浙東留題越亭」と作っている。そうならば「郡亭」は「越亭」の誤字ではなからうか。また、清・謝啓昆『廣西通志』233「勝迹略・署宅」の「越亭」の条には「唐元晦『越亭詩』」の後に「題越亭」詩と題して引く。そこで次のように考えられる。つまり本来は「除浙東留題桂林越亭」であったが、後に「越亭」の説明として「桂林」が加えられて「————桂林郡亭」となり、そこで更に「————桂郡林亭」に誤ったのではなからうか。したがって詩題があったとすれば「除浙東留題桂郡林亭」ではなく、「除浙東留題桂林越亭」あるいは「除浙東留題桂州越亭」に作るべきであろう。

次に、本文の異同について。李明葵整理『桂林風土記』（1989年）はこの詩については文字の異同を全く指摘していないが、かなり多く見られる。まず、08句の「蛾」と「娥」では、「翠○愁」という表現で使用するならば、愁いを帯びた蛾眉のように黛色にかすむ山をいう「蛾」が好い。それは桂林の山々であり、見慣れた山々との別れであるが故に作者の目には「愁い」を帯びて映る。『唐音統籤』と『全唐詩』の間に相違があり、『全唐詩』の「蛾」は『唐音統籤』の誤りを校正したのではなからうか。先の「越亭」詩でも指摘したが、ここでも古学彙刊本『桂勝』の杜撰さが目立つ。古学彙刊本の「然」は「娥」との字形類似による誤字である。齊治平『校點』はこの異同を指摘せず、「然」に作る。03「夜」と「夏」では、次に「秋」とあるから「夏」と合わない。『校點』は異同を指摘せず、「夏」に作る。また、先に乳洞石刻に拠って考証したように、元晦が「浙東」つまり觀察使・越州刺史に除せられて桂林を発つのは秋八月である。そこで「夏」ではなく「夜」を採るべきであろう。そうならば「陶令」つまり彭澤県令陶淵明の典故として「風光偏畏夜」に相当するものがありそうであるが、今それを知らない。陶淵明が「悠然見南山」等といい、あるいは夕暮れの帰鳥を楽しんだような、桂林の麗しい山川の風光が夜間には楽しめないという意であろうか。なお、元晦は「越亭」詩でも自らを陶淵明になぞらえていた。06句の「春光」と「烟花」はいずれでも通じるが、「光」は03句で用いており、律詩では重用を避けた方が好い。『校點』は異同を指摘せず。07句の「催客醉」と「催醉客」では前者が好い。後者では句意が通じにくい。『校點』は異同を指摘せず。

以上によってこの詩は次のようなものであったと想像される。

- 00 除浙東留題桂林越亭 浙東に除せられて桂林の越亭に留題す
 01 紫泥遠自金鑾降 紫泥（詔書）は遠く金鑾（宮殿）より降り
 02 朱旆翻馳鏡水頭 朱旆（觀察使の旗）は翻馳す鏡水（越州鏡湖）の頭
 03 陶令風光偏畏夜 陶令（陶淵明） 風光 偏に夜を畏れ
 04 子牟衰鬢暗驚秋 子牟（牟紆） 衰鬢 暗に秋に驚く
 05 西鄰月色何時見 西隣 月色 何れの時にか見ん
 06 南國烟花豈再游 南国 烟花 豈に再び游ばん
 07 莫遣豔歌催客醉 豔歌をして客に催して酔わ遣むる莫かれ
 08 不堪回首翠蛾愁 首を回らすに堪えず 翠蛾の愁い

この詩は会昌五年（845）七月から八月頃の作、少なくとも八月二十日以前の作である。先に挙げた興安県（唐の桂州全義県）に現存する石刻「乳洞題記」に「檢校左散騎常侍・越州刺史元晦、會昌五年八月廿日、自此州移鎮會稽、輒輟暮程、遂權探賞」とあった。これによれば元晦は「越州刺史」として「會稽」に「移鎮」つまり「浙東」に「除」せられており、会昌五年八月二十日には桂州の治所のあった臨桂県を離れている。

これら『全唐詩』所収の元晦詩に関する誤りと補遺は、近著の陳尚君輯校『全唐詩補編』（中華書局1992年）にも未だ言わざる所であり、それを継ぐ者は宜しくこれに拠って補正すべきである。

なお、桂管觀察使であった元晦の幕下には、かつて元晦と同年の科挙登第であった路貫（一に路単に作る）が桂管觀察副使の任にあり、元晦「除浙東留題」詩に唱和した詩が伝わっている。『唐音統籤』851・『全唐詩』547には「元晦」の後に「路貫」を載せて小伝に「路貫、與元晦同登第、官桂管觀察副使」といい、「和元常侍『除浙東留題』」詩の一首のみを収める。この詩も『桂林風土記』の「越亭」条で元晦「除浙東留題」詩の後に「副使路貫、與金紹同年及第、和詩一首」として見え、文字も同一であるから、『桂林風土記』から拾遺したものと思われるが、『桂勝』3にも元晦「除浙東留題」詩の後に「副使路貫和」として詩を録しているから、先の「巖光亭」詩・「越亭」詩と同じように『桂勝』から採録したことは十分考えられる。『桂林風土記』・『桂勝』は元詩・路詩ともに収録しているが、『粵西詩載』は元晦「除浙東留題越亭」詩を録していながら、何故か路貫の和詩を収めていない。ちなみに汪森（1653-1726）『粵西詩載』の「自序」には採録の資料に言及して「老友朱竹垞先生寓居吳門、又以舊集之攸關粵西者頻復郵致、彙萃釐訂、夕不遑」というから、汪森は朱竹垞から資料

を借りていた。「竹垞」とは朱彝尊（1629-1709）の号であり、その著『曝書亭集』44「桂林風土記跋」に「雖非足本、中載張固・盧順之・張叢・元晦・路單・韋・歐陽贍・李渤諸人詩。采唐音者均未著於錄」といって『桂林風土記』の重要性を説いた人物である。現に、『粵西叢載』の「自序」に「如宋・元以上、則有陳承韜『南越記』・沈懷遠『南越志』・劉欣期『交州記』・段公路『北戸雜錄』・莫休符『桂林風土記』・……、此皆專於地者也」といい、また同書5「褚遂良」・「李渤」・12「道林」・13「石從武射妖」・「蘇太玄妻」の条は『桂林風土記』から採録しており、『粵西詩載』13に載せる張固「東觀席上和盧從事」詩や盧順之「七星山東觀席上贈張侍郎」詩などは『桂勝』に収めるものよりも『桂林風土記』に収めるものに近い。汪森が『桂林風土記』を使っていたことは明らかである。そうならば、路貫の和詩が見えないのは、単なる漏収であろうか。

Ⅲ 『桂勝』の成書・刻刊と著者張鳴鳳

ここで『唐音統籤』・『全唐詩』等が拠ったと思われる『桂勝』の成立について付考しておく。今日に伝わる『桂勝』のテキストは数種類あり、清内府蔵本で四庫全書『桂勝』の底本となったと考えられるものについても、「四庫提要」間に見られる『桂勝』の成立をめぐる記載には多くの矛盾があり、今日までそれを指摘したものはいないようである。

四庫全書（文淵閣）本（史部十一・地理類六）『桂勝』の書前に置かれている「提要」に次のようにいう。

臣等謹案『桂勝』四卷、『桂故』八卷、明・張鳴鳳撰。

鳴鳳……。是二書並成於萬曆己丑。『桂勝・序』題“七月朔”、『桂故・序』題“五月六日”。劉繼文『序』稱“前十六卷爲『桂勝』、志桂概也、後八卷爲『桂故』、志故實也”。鳴鳳『桂勝・自序』亦稱“外『桂故』八卷、用輔以行”、『桂故・自序』稱“余志『桂勝』、竊迹前事、云云”。則二書相因而作、實一書也。今以其卷帙煩碎、文義斷缺、併『桂勝』爲四卷、而『桂故』則仍其舊。按『桂勝』以山水標目、……乾隆四十六年（1781）十二月恭校上。

しかしその十年後の乾隆五十七年（1791）に改定・再編された『四庫全書總目提要』（浙江杭州本）70（史部・地理類三）では次のようになっている。

『桂勝』十六卷：浙江鮑士恭家藏本、附『桂故』八卷：兩淮鹽政採進本。

鳴鳳……。是二書並成於萬曆癸丑。『桂勝・序』題“五月六日”、『桂故・

序』題“七月朔”。劉繼文『序』稱“前十六卷爲『桂勝』、志桂概也、後八卷爲『桂故』、志故實也”。鳴鳳『桂勝・自序』亦稱“外『桂故』八卷、用輔以行”、『桂故・自序』稱“余志『桂勝』、竊迹前事、云云”。則二書相因而作、實一書也。『桂勝』以山水標目、……。

この両者には次のような矛盾齟齬がある。(1)「四卷」が『總目提要』では「十六卷」になっている。(2)『總目提要』では「今以其卷帙煩碎、文義斷缺、併『桂勝』爲四卷、而『桂故』則仍其舊」の部分が刪去されている。(3)『總目提要』は「萬曆己丑」(十七年1589)を「萬曆癸丑」(四十一年1613)に作る。(4)『桂勝』と『桂故』の成書の年月が入れ替わっている。これらの矛盾齟齬について余嘉錫『四庫提要辨證』に言及はない。また、齊治平・鍾夏『《桂勝・桂故》校點』(1988年)は「附録」として「桂勝・桂故提要」を載せるが、それは「四庫總目提要」であり、四庫全書本の「提要」との矛盾の指摘は見えない。

まず、(1)の矛盾と(2)の有無には関係がある。四庫全書(文淵閣)本は確かに四卷である。劉繼文(総督兩広軍務)「序」にいう十六卷本が入手されたことによって「併『桂勝』爲四卷」部分を削除して整合がはかられたものと推察される。次に(3)と(4)について。これらは四卷本と十六卷本の相違ではなかろう。この両者にも相互に関係がある。四庫全書本『桂勝』の「自序」には「萬曆己丑秋七月朔」とあり、『桂故』の「自序」には「萬曆己丑五月六日」とあるが、劉繼文「序」には「萬曆庚寅(十八年1590)孟春之吉」とあるから、万曆十七年に成書して翌年正月に劉繼文の序をもって上梓されたと考えられる。「癸丑」は「己丑」の誤りであろう。また、『桂勝』・『桂故』両書の先後について、劉繼文「序」に「前十六卷爲『桂勝』、志桂概也、後八卷爲『桂故』、志故實也」といい、『桂故』の「自序」にも「余志『桂勝』、竊迹前事。久之、釋書而慨曰……。余輒自謂『勝』・『故』兩書……」というから、『桂勝』は『桂故』よりも先に完成している。しかし四庫全書本(四卷本)の「自序」では『桂勝』が「萬曆己丑秋七月朔」、『桂故』が「萬曆己丑五月六日」、つまり『桂故』が『桂勝』よりも先の成書になっている。そのために『總目提要』は成書年月を入れ替えたと思われる。しかし両「自序」中の説明によれば明らかに『桂勝』が先に完成しており、また四庫全書本『桂勝』の張鳴鳳「書後」にも「萬曆己丑九月四日」といい、さらに『桂故』3「先政上」には「以『桂勝』多引其書(『桂林風土記』)、故附之傳末」・「此志『桂勝』、非循吏傳也」ともいう。したがって『桂勝』が先、『桂故』が後であるに違いない。しかし問題はそう簡単ではな

い。『桂勝』の「自序」に「外『桂故』八卷、用輔以行、其意亦『桂故・序』中」というのは、『桂故』の方が『桂勝』よりも先であったことを告げており、整合しない。また、『桂勝』には別のテキストがあった。

邵章『四庫簡明目録標注』（宣統三年1911）⁽¹⁸⁾に次のようにいう。

『桂勝』十六卷、『桂故』八卷：明・張鳴鳳撰：萬曆刊本。

續録：萬曆庚寅刊。傅沅叔曾得明刻殘本、況夔生以爲罕秘。舊鈔一卷本『桂勝』、清鈔本『桂勝』十六卷、『古學彙刊』第二集本。

古学彙刊本（上海国粹学報社、民国元年1912）の『桂勝』四卷本は、「古学彙刊書目提要」に「舊鈔本、小字絶工、蓋爲明人手書原本」というように、明鈔本を底本として排印したものである。劉繼文「序」に「帙凡一十有二卷、前四卷者『桂勝』、志桂概也、後八卷爲『桂故』、志故實也」といって四卷本であるとすがるが、「自序」には「書凡十六卷、因名『桂勝』。……萬曆乙酉（十三年）秋七月朔」とある。まず、卷数が矛盾するが、「凡十六卷」とあるように、また現存する『桂勝』四卷が『桂故』八卷に倍する紙幅があることから見て、「四卷」は「十六卷」の誤りで、「一十有二卷」は「二十有四卷」が正しいであろう。『桂勝・桂故』校點は古学彙刊本を底本とするが、劉「序」の異同を校勘せず、「帙凡二十有四卷、前十六卷者爲『桂勝』」に改めている。次に、年月について古学彙刊本は「萬曆乙酉」とするが、『校點』は萬曆十八年何太庚刻本と四庫全書本によって「乙酉」を「己丑」の誤字であるとする（p4）。また、『校點』は指摘していないが、古学彙刊本にも「提要」が転載されており、それは四庫全書本の「提要」に近いが、「是二書並成于萬曆年間。『桂勝・序』題“乙酉七月”、『桂故・序』題“己丑五月”」とあり、整合すべく改易されているようである。ただし古学彙刊本引用の「提要」の末には「乾隆五十二年（1787）二月恭校上」とあり、四庫全書本「提要」にいう「乾隆四十六年（1781）十二月恭校上」と異なる。あるいは紀昀等による文津閣四庫全書の第二次の復勘かとも思われるが、それに拠っている武英殿本（乾隆五十八年）・浙江本『四庫全書總目提要』（乾隆六十年）とは異なる。いっぽう『桂勝』の「自序」には「右司馬兼中丞兩廣督府靈璧劉公（繼文）、去歲冬初東下、裝嚴過故吏張子、……」⁽¹⁹⁾とあって劉繼文の愆

⁽¹⁸⁾ 邵友誠『增訂四庫簡明目録標注』（中華書局上海編輯所1959年、上海古籍出版社1979年重印）に拠る。

⁽¹⁹⁾ 『校點』は古学彙刊本によって載せ、「過」を「返」に作るが、今、四庫全書本および謝啓昆『廣西通志』250「藝文略・史部」に引く「劉繼文『桂勝序』」に拠る。

通によって執筆が開始されたことを説明しており、清・謝啓昆『廣西通志』31「職官表・明」の「總督巡撫巡按」に「劉繼文：靈璧人、(萬曆)十五年以付都巡撫廣西、十六年進兵侍兼右僉・都督兩廣」という。したがって「萬曆乙酉(十三年)」より後のことでなければならない。「己丑」はその条件にかなう。「乙酉」および「四庫總目提要」にいう「癸丑」は「己丑」の誤字であろう。

次に、『四庫簡目標注』にいう『桂勝』十六卷「萬曆庚寅(十八年)刊」本は、『校點』のいう「万曆十八年何太庚刻」本・「十六卷」と同じものであろう。『校點』には何太庚について言及が全くないが、『桂勝』の劉繼文「序」に「余因臨桂何令太庚授之劄劄氏、以廣其傳云」に拠ったのではなからうか。今、桂林象鼻山水月洞に「病起、喜張羽王(鳴鳳)見招入山南社、走筆奉答：(以下、詩)……。順德何太庚、萬曆庚寅(十八年)臘月望日」という石刻がある。「羽王」は張鳴鳳の字、「萬曆庚寅」は『桂勝』刻刊の年に当たる。また、謝啓昆『廣西通志』31「職官表・明」の「知州・知縣」に「何太庚：順德人、進士、(萬曆)十六年臨桂知府[縣]。植永思：……二十一年臨桂知縣」、清・胡虔『臨桂縣志』23「秩官」の「縣知」にも「何太庚：順德人、進士、萬曆十六年任。植永思：……萬曆二十一年任」というから、万曆十六年から二十年まで臨桂知県、つまり臨桂県令であった。そうならば、『桂勝』の「自序」に「縣令南海何君奉檄唯謹、選諸生稽古者挾搨工與具、廩從優厚」という「縣令南海何君」も何太庚のことではなからうか。「南海」と「順德」は明代の県名としては別であるが、いずれも広東府に属す。順德県は「景泰三年(1452)、以南海縣大良堡置」⁽²⁰⁾、明代から始まるから、「南海」が古称として用いられているならば、順德を包括する。ちなみに張鳴鳳は臨桂の人であるが、桂林の古名「始安」を自称する。筆者は何太庚刻本は未見であり、断定には慎重を期すべきであるが、「万曆十八年」は劉「序」の年と一致するから、原刻本であると見なしてよからう。

では、諸本はどのような関係になるのか。『校點』は、四庫全書四卷本は何太庚刻本から録出されたものようであるという。そうならば古学彙刊本も四卷本であるから、原刻本である何太庚刻本から抄出された残卷本であろう。ただし本稿でも明らかにしたように、四庫全書本と古学彙刊本の文字にはかなりの相違が見られ、また闕文も古学彙刊本の方が多く、杜撰である。次に、『校點』によれば、何太庚刻本には二種あり、一つは『桂故』との合刻本で『桂勝』に

(20) 『明史』45「地理志」。

張鳴鳳の「書後」があり（甲本）、一つは「書後」がない（乙本）。今、諸本の「序」の有無およびそれに見える年月等を整理すれば次のようになる。

| | 四庫全書本 | 古学彙刊本 | 何太庚刻本（甲） | 同（乙） |
|---------|----------|----------|----------|------|
| 『桂勝』劉序： | 萬曆庚寅孟春之吉 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 蔡序： | （無） | 萬曆庚寅清和穀旦 | 〃 | 〃 |
| 自序： | 萬曆己丑秋七月朔 | —乙酉— | 〃 | 〃 |
| 書後： | 萬曆己丑九月四日 | （無） | 〃 | （無） |
| 『桂故』自序： | 萬曆己丑五月六日 | | 〃 | |

「四庫總目提要」中の成書年月の記載および古学彙刊本の「乙酉」は誤りであるとして、次に問題となるのが、両書の先後である。今、「序」をその年代によって配すれば次のようになる。

『桂故』自序＝萬曆己丑（十七年）五月六日

『桂勝』自序＝萬曆己丑（十七年）七月一日

書後＝萬曆己丑（十七年）九月四日

劉序＝萬曆庚寅（十八年）一月吉日

蔡序＝萬曆庚寅（十八年）四月吉日

『桂故』はその「自序」によれば明らかに『桂勝』を補うものとして撰せられており、他の諸「序」にも同旨の言が見られる。しかし「序」の先後はそれに矛盾する。これは合編上梓と関係があるのではなかろうか。『桂勝』の「自序」に末に「外『桂故』八卷、用輔以行、其意亦具『桂故・序』中」といって『桂故』に言及するのは、『桂勝』以前に『桂故』が完成していたというよりも、すでに両書が完成していたのであり、合編に際しての「序」と考えるべきであろう。劉「序」にも「帙凡二十有四卷、前十六卷者爲『桂勝』、志概也；後八卷爲『桂故』、志故實也」という。四庫全書四卷本にも「書後」があり、かつ『桂勝』と『桂故』を一つの「提要」にして「二書相因而作、實一書也」といい、さらに「四庫總目提要」には「『桂勝』十六卷、附『桂故』八卷」というから、本来はいずれも合刻本であったと思われる。これらを勘案すれば次のようになる。

万曆十六年（1588）冬、『桂勝』執筆開始

万曆十七年（1589）夏五月、『桂故』成書

秋九月、『桂勝』・『桂故』合編

万曆十八年（1590）夏、『桂勝』・『桂故』合刻完成（何太庚刻本）

『桂勝』は『桂故』よりも早く開始され、一応は『桂故』よりも早く完成したが、その後も資料が蒐集されて執筆は継続されていたと思われる。たとえば『校點』によれば、明刻本の『桂勝』5「劉仙巖」の末に「頃得元『志』（元代の方志）、乃知……。庚寅仲春灘山人（張鳴鳳の号）識」とあるから、劉繼文の「序」をもって上梓が開始された万曆庚寅（十八年）一月以後、二月に至っても加筆されていたことがわかる。蔡汝賢「序」には「萬曆己丑夏、會余奉命鎮撫西陲、道〔由〕衡湘入桂林、……。書成、司馬（劉繼文）公既序而付之梓、謂余乃山川主人、宜序諸末。……。萬曆庚寅清和穀旦……蔡汝賢撰」⁽²¹⁾というから、蔡「序」をもつ合刻本は「萬曆庚寅清和穀旦」つまり万曆十八年（1590）四月吉日以後に刻刊されている。これが「萬曆庚寅刊」「何太庚刻」の合編本であろう。

『校點』は古学彙刊本を底本として何太庚（万曆）刻本・四庫全書本を参校本にしているが、古学彙刊本は最も杜撰であり、何太庚刻本を底本とすべきである。諸本には多くの「闕文」が見えるが、古学彙刊本は文字の脱誤の他に「闕文」が最も多く、たとえば古学彙刊本・四庫全書本で「原闕」となっている『桂勝』4「朝宗渠」の一部は何太庚刻本には見えており、それは清・謝啓昆『廣西通志』126「建置略・城池」に『桂勝』として引く所と同じある。ちなみに『廣西通志』（嘉慶六年1801）205「藝文略上一・史部一」の『桂勝』の条で「『明史・藝文志』：十六卷」を引いて「存」というから⁽²²⁾、桂林に伝存していた十六卷本に拠ったはずである。古学彙刊本・四庫全書本の四卷本と何太庚刻本甲種・乙種の十六卷本の関係は、後者を未見であるために明確にはし難いが、『校點』の「校記」を通覧したところ、「闕文」は何太庚刻本乙種が最も少ないようである。古学彙刊本は「古学彙刊提要」9の「桂勝四卷：舊鈔本」の条に「舊鈔本、小字、絶工、蓋爲明人手書原本」というように明鈔本を底本としているらしいが、「闕文」が多いというのは、古学彙刊本等の四卷本が十六卷本の抄本であるからではなかろうか。少なくとも「闕文」の多寡および誤脱の点から見れば、何太庚刻本乙種（十六卷本）・何太庚刻本甲種（十六卷本）・四庫全書本（四卷本）・古学彙刊本（四卷本）の順で粗悪になっているように思われる。『校點』は乙種を校本としているが、むしろ底本とすべきであろう。いっぽう、『廣西通志』は随所で『桂勝』を引いているが、中には『校點』にも見えない条がある。た

⁽²¹⁾ 『校點』は明刻本によって校勘するが、謝啓昆『廣西通志』250「藝文略・史部」に引く「蔡汝賢『桂勝序』」全文も参考にすべきである。

⁽²²⁾ 同文は清・胡虔『臨桂縣志』（嘉慶六年）21「藝文」にも見える。

たとえば『廣西通志』109「山川略・川」の「揚帝塘」・「西湖塘」の条は『桂勝』から採録されており、それらは四庫全書本・古学彙刊本やそれらと何太庚刻本で校勘している『校點』にも見えない。その後、補刻されたものが出たのであろうか。そうであるならば、「四庫總目提要」の「是二書並成於萬曆癸丑（四十一年1613）」という記載は正しいのであろうか。これとは逆に、清末・陸心源『皕樓藏書志』33には「桂勝十六卷・桂故八卷：明・嘉靖刊本。明・始安灘山人張鳴鳳著。桂勝自序：萬曆己丑。自跋：萬曆己丑。桂故自序：萬曆己丑」という。これによれば、万曆十八年刊本の他に「嘉靖刊本」があったことになる。しかし嘉靖年間（1522-1566）は万曆（1573-1620）よりも前であるから、明らかに誤りである。あるいは「嘉靖」は「嘉慶」の誤字であろうか。また、陸心源所蔵の『桂勝』には「萬曆庚寅」の作である劉「序」・蔡「序」が無かったように思われるが、民国・孫殿起『販書偶記續編』（上海古籍出版社1980年）の「附録」⁽²³⁾に「桂故八卷・桂勝十六卷：明・張鳴鳳撰、萬曆己丑刊」というのも、劉「序」・蔡「序」がなかったために、「自序」に拠って「萬曆己丑刊」と見なしたのではなかろうか。万曆十八年以後に重刻・補刻があったかどうか、筆者は何太庚本等の史料を欠いており、諸本を得て再考を期すしかないが、崇禎十年（1637）、桂林に入った徐霞客が城内の「十字街東口肆」で『桂故』・『桂勝』を購入しているから⁽²⁴⁾、明末に刊本があったことは確かである。『桂勝』を校訂する者は、四庫全書本・古学彙刊本・萬曆刊本だけでなく、『廣西通志』や『粵西詩載』等の『粵西通載』⁽²⁵⁾とも対校してみる必要があろう。あるいは補正・拾遺することが可能なのではなかろうか。なお、わが国には静嘉堂文庫に「桂勝十六卷・桂故八卷」の写本（三冊）があるが、未見。

次に、“張鳴鳳”についても考察を加えておく必要がある。『桂勝』の著者張鳴鳳は『明史』に伝が立てられていないだけでなく、齊治平・鍾夏『桂勝・桂故』校點（1988年）や李文俊『桂故校注』（1988年）においても伝記に関しては、著者の生卒年の考証もなく、極めて簡単な紹介ですませており、さらに今日の『中国歴史人名大辞典』の類に至っては別人が収録されているというように、意外と知られていない。

⁽²³⁾ 『販書偶記』（1936年）の後、孫殿起の助手雷夢水が手録残稿に拠って整理したもの。

⁽²⁴⁾ 『徐霞客遊記』3上「粵西遊日記」1「六月初三」。

⁽²⁵⁾ 汪森の編『粵西詩載』二十五卷・『粵西文載』七十五卷・『粵西叢載』三十卷の三種を『粵西通載』（康熙四十四年）あるいは『粵西三載』とよぶ。『粵西叢載』1「石刻補」の一部、2「題名」の全部は『桂勝』から採録している。

まず指摘しておかなければならないのは、明代には少なくとも三人の同姓同名者がいたということである。早くは清・胡虔『臨桂縣志』28「人物」の「張鳴鳳」条の末に「按『明史』有兩“張鳴鳳”、皆非“羽王”(字)」と指摘する。「兩“張鳴鳳”」とは、今日の研究資料によれば、一人は松江府上海の人、字は世祥なる張鳴鳳(1465-1522)⁽²⁶⁾、他の一人は順徳府邢台の人なる張鳴鳳(?-1642)⁽²⁷⁾であり、いずれも『桂勝』の著者ではない。ちなみに『桂勝』の著者張鳴鳳(1528?-1595、後述)は、字は羽王、号は灘山人、臨桂の人⁽²⁸⁾、嘉靖壬子(三十一年1552)の挙人⁽²⁹⁾。張鳴鳳の著書は、胡虔『臨桂縣志』28の伝や22「藝文」によれば、『漕書』八篇・『浮萍集』十卷・『東潛集』一卷・『河垣稿』・『謫台稿』・『粵臺稿』等々、「平生著作最豊」であり、四庫全書はその中で『桂勝』四卷(十六卷)・『桂故』八卷を収め、「四庫全書總目」の「存目」は『西遷注』一卷⁽³⁰⁾・『羽王先生集略』不分卷⁽³¹⁾を録しており、また『桂勝』の「提要」には「於石刻・題名之類、搜採尤詳、又隨事附以考證、多所訂正。董斯張『吳興備志』・朱彝尊『日下舊聞』、即全倣其體例。於地志之中、最爲典雅」とまでいって高く評価している。このように先の同姓同名の二人とは異なって多くの功績があったのであるが、今日の『歴史人名大辞典』の類がなぜ『桂勝』等の著者張鳴鳳を採っていないのか、不可解である。

⁽²⁶⁾ 国立中央図書館『明人傳記資料索引』(文史哲出版社1965年、p547)はこの一人を載せるのみ。

⁽²⁷⁾ 張搆之等『中国歴代人名大辞典』(上海古籍出版社1999年、p1283)はこの二人を載せる。

⁽²⁸⁾ 張鳴鳳自身は桂林の古称「始安」の方を好んで使う。『四庫總目提要』178「集部」31「別種集類存目」5の「張鳴鳳『西遷注』」には「豊城人」といい、また胡虔『臨桂縣志』28「人物」に「嘉靖壬子舉人」として按語に『江西通志』豊城縣有張鳴鳳、亦嘉靖壬子舉人。恐致混淆、辨正於此」という。「豊城」県は南昌府の南部。あるいは祖籍の地であろうか。

⁽²⁹⁾ 謝啓昆『廣西通志』258・胡虔『臨桂縣志』28の伝記に「嘉靖壬子舉人」。最も早くは明・蘇溶『廣西通志』(万曆二十七年1599)16「選舉志」4の「嘉靖三十一年壬子鄉試」に見える。

⁽³⁰⁾ 『四庫總目提要』64「史部」20「傳記類存目」6。それによれば張鳴鳳の子は張揆、その序があった。また『桂勝』の「提要」にも「鳴鳳有『西遷注』已著録」と見える。清・謝啓昆『廣西通志』258の「張鳴鳳傳」によれば張揆は万曆壬午(十年1582)の挙人。最も早くは明・蘇溶『廣西通志』(万曆二十七年1599)16「選舉志」4の「萬曆十年壬午鄉試」に名が見える。

⁽³¹⁾ 『四庫總目提要』178「集部」31「別種集類存目」5。それによれば、張鳴鳳の孫で僧侶となった超撥による選刻、ただし「超撥刪削無識、往往去其菁華、寧其蕭艾、已非復(張)鳴鳳之舊矣」という。

生卒年の内、卒年については確定することが可能である。(1) 先にも掲げた桂林象鼻山の石刻「病起、喜張羽王(鳴鳳)見招入山南社、走筆奉答：……。順德何太庚、萬曆庚寅(十八年)臘月望日」によって万曆十八年(1590)十二月まで生存していたことは確かである。(2) また、楊芳の「序」(万曆二十七年)をもつ蘇濬『廣西通志』の蘇濬「重脩廣西通志後序」(万曆二十五年)に「萬曆辛卯(十九年)蔡中丞公紹介薦紳、張羽王圖成是編、羽王往矣、書竟弗傳。會廷開史局、蒐羅掌故、中丞戴公・侍御黃公・林公僉謂粵西故多事而信史無徵、何以稱天子右文意、因命(蘇)濬纂脩」という。「蔡中丞」とは『桂勝』に「序」を寄せた蔡汝賢のこと。これは清・胡虔『臨桂縣志』28「人物」の伝記に「(蔡)汝賢復屬修『廣西通志』、未成、卒」というのに符合する。おそらく蘇濬「後序」によったものであろう。これらを勘案すれば、万曆十九年に蔡汝賢の命で張鳴鳳による『廣西通志』の編纂が計画されたが、完成を待たずに張鳴鳳は死去し、蔡汝賢も転勤したため、「戴公」の命令で蘇濬が『廣西通志』の重修を開始した。清・謝啓昆『廣西通志』31「職官表・明」の「總督巡撫西按・萬曆朝」に「蕭彥：……(萬曆)十九年以兵部右侍郎兼右付都督制廣西。……戴耀：長泰人、二十三年以副都巡撫廣西、二十六年以兵部兼右僉都總督兩廣。……蔡汝賢：上海人、十七年以副都巡撫廣西。劉良弼：字賚卿、南昌人、進士、(?年)巡撫廣西。楊芳：巴縣人、二十七年以副都巡撫廣西」という。「戴公」は戴耀。これらによれば、戴耀の命令で蘇濬が『廣西通志』の重修を開始したのは万曆二十三年であり、二十五年に成書した。蔡汝賢から劉良弼に交代した年が不明であるが、張鳴鳳の卒年は万曆二十年から二十三年の間ということになる。(3) 次に、俞安期に「同張羽王京兆邀同徐崇德明府・張質卿太僕・呂惟師京兆泛舟江上、自灘山過雉山至龍隱山、賦得八韻」・「同張羽王晚酌灘山盤石上」・「張質卿太僕邀同張羽王京兆、載蒼梧酒、過集灘山旅館」や「徐醴陵崇德邀同張京兆・張紹興・張太僕・呂圖京兆・呂中翰、游泛西江、歷郭西諸勝、返飲水月洞、訾家洲」・「呂惟師京兆邀同張京兆・徐醴陵・張隨州・張紹興・張太僕・呂中翰、泛舟桂江、憩飲泐波山」等の詩があり、いずれも桂林での作である。これらの詩題にいう「張羽王京兆」・「張京兆」は京兆尹であった張鳴鳳のことであり、俞安期「桂林巖洞雜詠」の「序」に「昔人謂“桂林山水甲天下”、非以巖洞勝乎。歲甲午、余度嶺、日與桂人士游宴江山」というから、交遊は万曆「甲午」二十二年(1594)のことである。俞安期は別に「舟行自桂林至昭州雜述六首」があるから、漓江を下って「昭州」(今の平樂県)方面に向かっており、桂林には長期

逗留したのではなかったようである。つまり愈詩によれば、張鳴鳳は万曆二十二年中は生存している。

以上によって、張鳴鳳の卒年は万曆二十三年（1595）の初、早くても万曆二十二年の末であったと考えられる。

生年の特定はやや困難である。(1)『桂勝』の「自序」には「右司馬兼中丞兩廣督府靈璧劉公（繼文）、去歲冬初東下、裝嚴過故吏張子、……」とあったから、万曆十五年（1588）に桂林に赴任した劉繼文の慫慂によって執筆が開始された十六年（1588）には「故吏張子」であった、つまり既に退官していたわけである。仮に万曆十六年（1588）に六十歳で“致仕”（定年退官）⁽³²⁾したとすれば、嘉靖八年（1529）の生まれになる。ただし明・沈明臣に「聞張羽王調爲王官、乃投簪還桂林、爲賦一絶」があり、それに「拂衣歸去輕如葉、雲白蒼梧萬里家」というから、自ら辞官して帰郷したものであるらしい。(2) 胡虔『臨桂縣志』の小伝「張鳴鳳」に「嘉靖壬子（三十一年1552）舉人、官至應天府通判。初、鳴鳳應童子〔生〕試⁽³³⁾、督學謝少南奇其文、……出巡輒化攜之行、數年學成」という。謝少南、字は應午、應天府上元の人、嘉靖十一年（1532）進士⁽³⁴⁾。蘇濬『廣西通志』25「名官志」に「嘉靖間爲春坊司直、謫外日久、乃以僉事督（廣西）學政」⁽³⁵⁾とあり、その時期を明記していないが、桂林の虞山に刻されている題詩と伏波山還珠洞に刻されている題名（石刻現存）によって嘉靖二十七年九月・二十八年（1549）三月の間に在任していたことが知られる。おそらく張鳴鳳は嘉靖二十八年に提督學政官謝少南のもとで行われた童生試に応じて府学に入り、三年後の嘉靖三十一年（1552）に挙人となった。そこで仮に万曆十六年（1588）に六十歳、嘉靖八年（1529）の生まれとすれば、府学に入った嘉靖二十八年は二十歳、挙人になった嘉靖三十一年は二十三歳になる。これは当時の状況に矛盾しない。当時は二十代前半に郷試を経て挙人になるのがエリートコースであり、若齢化による政治家としての学識不足等の弊害があったために、二十五歳以上にすると

(32) 明代は洪武十三年（1380）から七十歳から六十歳に改制。

(33) 童子試は唐制では十歳以下、宋制では十五歳以下の試験のことであり、明代には府学・州学・県学に未入学の士子を老幼を問わず“童生”といい、入学試験を“童生試”といった。

(34) 『明人小傳』3、『明人傳記資料索引』（p883）。

(35) 『粵西叢載』65「名宦小傳」には「嘉靖間以僉事督廣西學政」とあり、全体的に簡略であるが、謝啓昆『廣西通志』249「宦績録・明」・胡虔『臨桂縣志』27「宦績・明」は『粵西叢載』を引く。

いう年齢制限が設けられたが、実行されなかったらしい。『日知録』17「年齒」に「洪熙元年（1425）四月庚戌、鄭府審理正俞廷輔言：“近來賓興之士、卒記誦虛文、求其實才、十無二三。或有年纔二十者、未嘗學問、一旦掛名科目、而使之臨政治民、職事廢墮、民受其弊。自今各處鄉試、宜令有司先行審訪、務得博古通今・行止端重・年過二十五者、許令入試”。上雖嘉納、而未果行」という。仮に拳人になった嘉靖三十一年（1552）を二十五歳とすれば、生年は嘉靖七年（1528）となる。その前後と考えると大過ないであろう。

事跡については、管見によれば、謝啓昆『廣西通志』258「列傳」3・胡虔『臨桂縣志』28「人物」⁽³⁶⁾に載せるものが最も詳しいであろう。その他、万曆十七年に桂林に赴任して来た、今日では地理学者としても知られる王士性（1547-1598）と交遊しており、そのことは王士性の著「桂海志續」に見える。また、張鳴鳳は王士性『入蜀稿』のために「序」（万曆十七年八月）を撰している。最晩年、万曆二十二年（1594）に交遊した俞安期は布衣で終わったが、時の文豪・王世貞（1526-1590）に一百五十韻の長律を投じて文才を認められ、清の勅撰『淵鑑類函』450巻の基となった『唐類函』200巻の編者として有名。さらに、徐霞客の『遊記』にも張鳴鳳の父に関する言及が見られる⁽³⁷⁾。

おわりに

以上、桂林に現存する元晦自身の石刻によって『全唐文』・『全唐文新編』等に未収の作一篇「乳洞巖題記」（仮題）を拾遺することができた。また、桂林に現存する元晦の石刻および宋人の石刻、さらに唐・莫休符『桂林風土記』や明・張鳴鳳『桂勝』によって、『全唐文』・『全唐文新編』・『唐音統籤』・『全唐詩』等に収める元晦の詩・文およびその題・注記について、数十字に互って補足・校正し、復元することができた。いずれも山水文学に属する作品と見な

⁽³⁶⁾ 両書は同年の編纂であって同人が参纂しており、「張鳴鳳傳」に関しては全く同じ内容であるが、『縣志』には按語が加えられている。

⁽³⁷⁾ それに「余與靜聞乃少憩山（瀾山）南三教庵、録張鳴鳳羽王父所撰『方・范二公瀾山祠記』」というが、名は未詳。『粵西文載』に「方・范二公瀾山祠記」らしきものは見当たらない。その石刻も現存していないようである。ただ、清・金鉞『廣西通志』44「古蹟」・胡虔『臨桂縣志』18「古蹟」に「雲崖軒：在瀾山南壁下。宋・方信孺建、明・萬曆間知縣邵以仁於信孺所鑄詩（「瀾山雲崖軒詩」）前建屋、榜曰“古雲崖軒”、因祀（方）信孺及范成大。提學劉應祺・熊惟學・總督劉繼文、相繼修葺」というから、「祀記」は邵以仁が知県の時の撰であろう。邵以仁は万曆八年から十四年前後まで在任。そうならば張鳴鳳の父はこの頃までは在世していた。

してよいが、中でも「越亭二十韻」詩は明・顧源が「冲淡簡古、誠一代之絶唱」と評して追和したように、元晦の力量を示す代表作であるといえよう。また、『全唐詩』は『桂林風土記』から採録しているということが朱彝尊や紀昀など、早く清初の大儒によって説かれて以来、今日まで定説となっているが、元晦詩に限っていえば、その説は当たらない。

そもそも石刻は第一級の資料には違いないが、書者や刻者が作者と異なる場合には、不注意によって誤ったり、あるいは故意に改められて、伝えられることがあり、さらに作者自身が後になって旧文を推敲して改定することなどもある。したがって石刻に絶対の信頼を置くことは禁物である。しかし、今回の対象である元晦の詩文に限っていえば、『全唐詩』の底本『唐音統籤』や『全唐文』所収の多くが明代の『桂勝』からの採録であり、『唐音統籤』に至っては全てがそうである。『桂勝』は当時存在していた石刻の拓本を多く用いており、極めて貴重な史料であるといえるが、今日に伝わる諸本の間には文字の異同が見られ、また闕文も多い。今日それを校勘したものに齊治平・鍾夏『《桂勝・桂故》校點』（1988年）があるが、杜撰な古学彙刊本（排印）を底本としているだけでなく、『校點』そのものが徹底しておらず、誤りが多くて杜撰であり、改めて諸本を蒐集し、また『廣西通志』等の引用をも使って、校勘・拾遺する必要がある。

(2004.7.10)

*本稿は平成16年（2004）度科学研究費補助金に拠る研究（15520227「中国桂林の岩洞内に存する唐宋人の墨書と石刻の解読及びその史的研究」）の成果の一部である。